

平成 24 年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金  
社会福祉推進事業

災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けての  
調査研究事業 報告書  
(データ版)

平成 25 (2013) 年 3 月

株式会社 富士通総研



## 目次

1. 調査の目的と概要 .....	1
(1) 調査の目的 .....	1
(2) 設問の構成 .....	1
(3) 調査方法及び調査期間 .....	3
(4) 回収結果 .....	3
(5) 報告書を見る際の注意事項 .....	3
2. 調査結果の概要 .....	4
(1) 災害福祉広域支援ネットワークの構築状況.....	4
(2) 災害福祉広域支援ネットワークの構築に対する意見.....	4
3. 調査結果 .....	5
(1) 東日本大震災における人員派遣・受入れの状況について.....	5
(2) 都道府県内の支援体制の構築状況について.....	23
(3) 他都道府県間との広域支援体制の構築状況について.....	41
(参考) 調査票 .....	57



# 1. 調査の目的と概要

## (1) 調査の目的

東日本大震災の教訓から、発災直後に機動的に福祉・介護人材の派遣等の対応ができるような災害時における福祉・介護分野の広域的な支援ネットワーク（以下、「災害福祉広域支援ネットワーク」という。）の構築等を検討するため、本調査は、全国の各都道府県内における支援体制の構築や取り組み状況等を把握することを目的とする。

## (2) 設問の構成

図表- 1 調査票の設問構成

設 問		報告書 掲載箇所
問	内 容	
<b>I 東日本大震災における人員派遣・受入れの状況</b>		
問 1	東日本大震災の際の対応	5
1-1	「1.被災地に人員派遣を行った」都道府県のみ回答	6
	① 全体調整の対応窓口	
	② 都道府県下の市町村との連絡窓口	
	③ 職能団体・事業者団体との連絡窓口	
	④ 派遣した職員の数	
	⑤ 被災地に人員派遣を実施した際の課題	
1-2	「2.他都道府県から人員派遣を受入れた」都道府県のみ回答	21
	① 全体調整の対応窓口	
	② 都道府県下の市町村との連絡窓口	
	③ 職能団体・事業者団体との連絡窓口	
	④ 派遣した職員の数	
	⑤ 他都道府県から人員派遣を受入れた際の課題	
<b>II 都道府県内の支援体制の構築状況</b>		
問 2	都道府県内の市町村で災害が発生した場合の要援護者支援体制の構築状況	23
2-1	「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答	24
	① 事業名称	
	② 現在の構築状況・活動状況等	
	③ 担当部局	
	④ 事業の開始時期または開始予定時期	
	⑤ 全体調整や被災自治体(都道府県内の市町村)への派遣調整等の担当	
	⑥ 研修・人材育成の担当	
	⑦ 研修や訓練のマニュアル整備状況	
	⑧ 研修や訓練の実施状況	
	⑨ 派遣調整等担当の平時における活動	
	⑩ 被災地に派遣する人員の確保策	
	⑪ 被災地への人員派遣	

設 問		報告書 掲載箇所
問	内 容	
	⑫ 被災地に派遣される人員の保険等の適用	
	⑬ 複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	
	⑭ 被災地への人員派遣の時期と活動内容	
	⑮ 被災地に派遣された人員の活動場所	
	⑯ 災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	
	⑰ 他団体との連携の検討状況	
	⑱ 人員派遣時に備えた資材等の準備状況	
	⑲ 実施上の課題	
2-2	「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」「4.未定」都道府県のみ回答	39
	① 取り掛かる予定の時期	
	② ①の時期となる理由	
2-3	「5.予定はない」都道府県のみ回答	40
<b>Ⅲ 他都道府県間との広域支援体制の構築状況</b>		
問 3	広域間で人員の派遣を行うことを見越した要援護者支援体制の構築状況	41
3-1	「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答	42
	① 事業名称	
	② 現在の構築状況・活動状況等	
	③ 災害時の相互支援協定等	
	④ 担当部局	
	⑤ 事業の開始時期または開始予定時期	
	⑥ 全体調整や被災自治体(他都道府県内の市町村)への派遣調整等の担当	
	⑦ 問 2-1⑤で回答した主体との関係	
	⑧ 派遣調整等担当の平時における活動	
	⑨ 研修・人材育成の担当	
	⑩ 研修や訓練のマニュアル整備状況	
	⑪ 研修や訓練の実施状況	
	⑫ 実施していく上での課題	
3-2	「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」都道府県のみ回答	49
	① 取り掛かる予定の時期	
	② 災自治体との派遣調整を行う者	
	③ ①の開始時期を想定されている理由	
3-3	「4.予定はない」都道府県のみ回答	50
問 4	災害福祉広域支援ネットワークの構築に際して必要な支援	51
問 5	災害福祉広域支援ネットワークでの活動に際して必要な資材等	52
問 6	災害広域支援ネットワークの構築に際するご意見等	54

### (3) 調査方法及び調査期間

調査対象	全国全 47 都道府県の民生主管部局
配布と回収	メールによる調査票の配布及び回収
調査期間	平成 24 年 8 月 24 日～9 月 5 日

### (4) 回収結果

回収数	46 都道府県
回収率	97.9%

### (5) 報告書を見る際の注意事項

- 一部の自治体については、複数部署から異なる回答が寄せられており、集計する際にはそれらを「未回答」に分類した。但し、回答内容については、該当箇所に記載している。
- 枝問については集計を行わず、各自治体の実態が分かるよう、回答を個別に掲載した。なお、その際に回答されていない項目については、記載していない。
- 各自治体には一意のアルファベットを付しているため、全設問を通して、特定自治体の動向を把握することが可能である。
- 問 1-1 及び問 1-2 の「派遣した職員の数」は、自治体ごとにばらつきがあるが、原文のまま掲載した。なお、設問文中には「平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間の延べ数」を記入する旨を付記している。
- 上記以外の設問についても、明らかな誤字を除き、原文のまま記載した。
- 回答時の参考として、調査票送付の際には、発送時点（平成 24 年 8 月）での体制のイメージ図（案）を添付している。

## 2. 調査結果の概要

### (1) 災害福祉広域支援ネットワークの構築状況

- 東日本大震災の際、被災地に対して福祉人材の人員派遣を行った都道府県は、40 団体・85.1% である。
- 回答者である都道府県において災害が発生した場合、当該都道府県内の被災市町村に福祉人材の人員派遣を行うことができる支援体制を構築している都道府県は、「既に構築している」(11 団体・23.4%)、「現在構築中である」(3 団体・6.4%) である。
- 回答者である都道府県以外で災害が発生した場合に、その被災自治体に対して福祉人材の人員派遣を行うことができる広域支援体制を構築している都道府県は、「既に構築している」(7 団体・14.9%)、「現在構築中である」(2 団体・4.3%) である。

### (2) 災害福祉広域支援ネットワークの構築に対する意見

#### 主体について

- 民間法人 1 団体を県本部に想定するのは困難（想定している内容を実施できるだけの規模の民間法人がない/県であるが故にできた調整や情報入手が、民間事業者でもできるのか/東京のような大規模な自治体を単独法人が担えるのか→都道府県が担うべきではないか/全ての要援護者に対応できる法人はいるのか/施設を持たない法人も対象に含めるべき 等）
- 社会福祉協議会の協力が必要（障害種別や高齢者等など、多岐に渡る災害時要援護者に精通している社会福祉協議会の協力が必要/県社協が社会福祉施設経営者協議会の事務局を担当しており、ネットワーク事務局にも県社協がふさわしいと考えている 等）
- 全国的・統一的な取組が必要（民間事業者による質のばらつきを防ぐため、支援体制の構築から派遣事務処理の細部に至るまで全国的・統一的な取組が必要 等）

#### 他団体等との役割分担・体制

- 他団体との役割分担（防災：災害時の要援護者対策を管轄する内閣府との調整/関西広域連合等との調整/自治体内の災害対策本部等、既存の対策本部との調整 等）
- 保健師等との役割分担（現状の保健師の派遣システムと重複しないか 等）
- 福祉派遣チーム自体の必要性（福祉の専門職チームを組成し、派遣することが必要なのか/平時からチームを編成し、準備するほどの緊急性が高い福祉業務の需要があるのか 等）
- チーム構成（福祉専門職が業務に専念できるよう、サポート者/事務職を加えるべき 等）

#### 経費について

- 費用保障について（DMA Tと同様の費用保障等を含めた制度設計が必要/適用範囲や適用外の活動経費等については全国統一の基準の策定が必要 等）
- 助成対象の想定（平時から広域調整に係る事務を担う人員の人件費を対象経費に 等）

#### 説明会等の要望

- 情報提供の要望（国主催の説明会を実施してほしい/国・都道府県単位で立ち上げるなら、十分な説明をしてほしい/現状の制度との整合も必要となるため、説明を聞きたい 等）

#### その他

- 自動的・能動的に動く体制の構築（発災直後の応急対策として、災害広域支援ネットワーク協議会からの支援要請を待たずに派遣を行う等、積極的な支援体制の構築が必要だ 等）



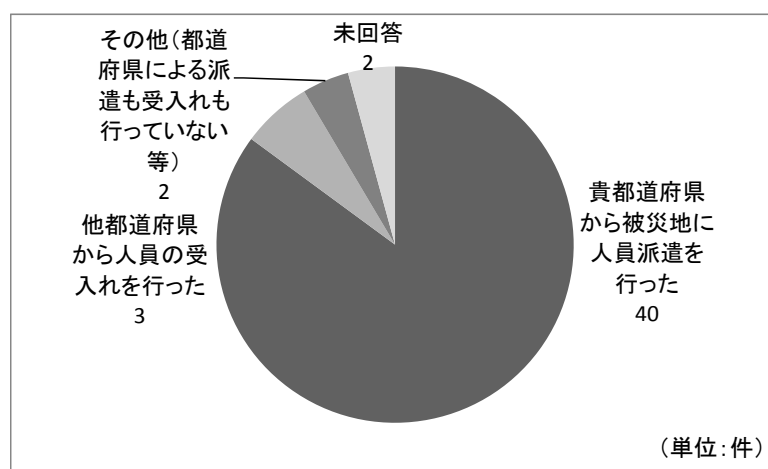
### 3. 調査結果

#### (1) 東日本大震災における人員派遣・受入れの状況について

問 1 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、東日本大震災の際に次のような対応をされましたか。

	件数	割合
1 貴都道府県から被災地に人員派遣を行った	40	85.1
2 他都道府県から人員の受入れを行った	3	6.4
3 その他(都道府県による派遣も受入れも行っていない等)	2	4.3
4 未回答	2	4.3
計	47	100.0

図表- 2 【問1】東日本大震災における人員派遣・受け入れの状況



問 1-1 問 1 で「1.被災地に人員派遣を行った」と回答した都道府県にうかがいます。

自治体 A

設 問	回 答			
①-1 対応にあたったところ	保健福祉部（総務課、施設運営指導課、障がい者保健福祉課、子ども未来推進局）※福祉関係のみ			
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（4） 【その理由】 所管している課等で対応しているため。			
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	それぞれの課・局			
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	それぞれの課・局			
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1) 保健師	2 人	(2) 看護職員	17 人
	(4) 精神保健福祉士	4 人	(9) 生活支援員	50 人
	(17) 事務職	14 人	(18) その他	38 人

自治体 B

設 問	回 答			
①-1 対応にあたったところ	県人事課、県健康福祉政策課（いずれも県職員の場合）			
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（2） 【その理由】 関係機関から関係課に直接依頼があったため			
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	県市町村振興課（市職員）、県健康福祉政策課（市町村保健師）			
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	県高齢福祉保険課、県障害福祉課			
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1) 保健師	52 人	(6) 介護職員	137 人
	(17) 事務職	26 人	(18) その他	16 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣元所属の他職員の業務負担が増えること（代替職員等の措置が難しいため）。</li> <li>・ 専門職の場合、派遣可能な人員が限られており、特定の職員に負担が集中すること。</li> </ul>			

自治体 E

設 問	回 答			
①-1 対応にあたったところ	県健康福祉部 各担当課			
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（福祉政策課、長寿社会課、障害福祉課、子育て支援課、健康推進課） 【その理由】 支援業務の内容、専門職員の状況等を把握している担当課で対応することにより、迅速な対応が可能となる。			
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	県健康福祉部 各担当課			
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	県健康福祉部 各担当課			
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1) 保健師	101 人	(2) 看護職員	15 人
	(4) 精神保健福祉士	7 人	(6) 介護職員	70 人
	(17) 事務職	11 人	(18) その他	58 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズの変化に応じた支援体制を確保するためには、被災地の自治体等による調整が必要であるが、被災地では人的にも時間的にも対応が困難であり、外部から中長期的に全体の調整役としてとして支援する仕組みづくりが必要と感じた。</li> </ul>			

自治体 F

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	危機管理担当課
①-2 対応窓口	1. 窓口は1つだった
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	危機管理担当課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	職能団体・事業者団体担当課
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	・被災地でのニーズのスピードが日々めまぐるしく変化し、そのスピードに十分に対応できなかった。

自治体 H

設 問	回 答																
①-1 対応にあたったところ	県保健福祉部長寿福祉課																
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった(-)																
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	県保健福祉部長寿福祉課 県保健福祉部障害福祉課																
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	県保健福祉部長寿福祉課 県保健福祉部障害福祉課																
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	<table border="0"> <tr> <td>(1) 保健師</td> <td>2人</td> <td>(2) 看護職員</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>(4) 精神保健福祉士</td> <td>14人</td> <td>(6) 介護職員</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>(9) 生活支援員</td> <td>10人</td> <td>(11) 児童指導員</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>(17) 事務職</td> <td>5人</td> <td>(18) その他</td> <td>14人</td> </tr> </table>	(1) 保健師	2人	(2) 看護職員	24人	(4) 精神保健福祉士	14人	(6) 介護職員	37人	(9) 生活支援員	10人	(11) 児童指導員	10人	(17) 事務職	5人	(18) その他	14人
(1) 保健師	2人	(2) 看護職員	24人														
(4) 精神保健福祉士	14人	(6) 介護職員	37人														
(9) 生活支援員	10人	(11) 児童指導員	10人														
(17) 事務職	5人	(18) その他	14人														
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・被災地の施設から被災県をとおして要請があった場合と、被災施設から親交のある本県施設へ直接要請がある場合があり、調整に手間取った。																

自治体 I

設 問	回 答												
①-1 対応にあたったところ	保健福祉課、医事厚生課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課、県障害施設・事業協会												
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった(-) 【その理由】 とりまとめまでの時間が短い。国への報告が部局毎とされていた。												
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	特に設定していない												
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	各団体の所管課												
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	<table border="0"> <tr> <td>(1) 保健師</td> <td>93人</td> <td>(2) 看護職員</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>(9) 生活支援員</td> <td>24人</td> <td>(17) 事務職</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>(18) その他</td> <td>270人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(1) 保健師	93人	(2) 看護職員	4人	(9) 生活支援員	24人	(17) 事務職	14人	(18) その他	270人		
(1) 保健師	93人	(2) 看護職員	4人										
(9) 生活支援員	24人	(17) 事務職	14人										
(18) その他	270人												
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・派遣に要する費用負担について、当初明確でなかったため、派遣する側が不安を感じた。												

自治体 J

設 問	回 答												
①-1 対応にあたったところ	人事課、健康福祉課、その他各主務課												
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（派遣依頼元により異なる）												
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	各主務課												
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	各主務課												
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	<table border="0"> <tr> <td>(1) 保健師</td> <td>36 人</td> <td>(2) 看護職員</td> <td>104 人</td> </tr> <tr> <td>(4) 精神保健福祉士</td> <td>45 人</td> <td>(6) 介護職員</td> <td>225 人</td> </tr> <tr> <td>(18) その他</td> <td>11 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※上記の数字に送迎要員は含まない。          ※(2) 看護職員は、医療救護班の総数とし、医師・看護師・薬剤師・事務を含む          ※(4) 精神保健福祉士は、心のケア対策班の総数とし、医師・看護師・(1) 保健師・臨床心理技術者・事務を含む          ※(18) その他は、児童心理司、児童福祉司 1、手話通訳者 7</p>	(1) 保健師	36 人	(2) 看護職員	104 人	(4) 精神保健福祉士	45 人	(6) 介護職員	225 人	(18) その他	11 人		
(1) 保健師	36 人	(2) 看護職員	104 人										
(4) 精神保健福祉士	45 人	(6) 介護職員	225 人										
(18) その他	11 人												

自治体 K

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	危機管理防災部が主管
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（各事業課）
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	県内市町村か被災地市町村か不明のため無回答
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	各事業課
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	546 人 ※職種別では把握していない

自治体 L

設 問	回 答												
①-1 対応にあたったところ	健康福祉政策課、障害福祉課												
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（保健師・事務職・その他→健康福祉政策課、看護職員・精神保健福祉士→障害福祉課）												
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	健康づくり支援課（保健師派遣のみ）												
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	<table border="0"> <tr> <td>(1) 保健師</td> <td>38 人</td> <td>(2) 看護職員</td> <td>29 人</td> </tr> <tr> <td>(4) 精神保健福祉士</td> <td>16 人</td> <td>(17) 事務職</td> <td>24 人</td> </tr> <tr> <td>(18) その他</td> <td>1 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(1) 保健師	38 人	(2) 看護職員	29 人	(4) 精神保健福祉士	16 人	(17) 事務職	24 人	(18) その他	1 人		
(1) 保健師	38 人	(2) 看護職員	29 人										
(4) 精神保健福祉士	16 人	(17) 事務職	24 人										
(18) その他	1 人												
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中・長期支援における遠方地への日数・人員・引継ぎ等の調整。</li> <li>・ 現地調整機能の早期回復・確保。</li> <li>・ 被災地ニーズとして同一者の中・長期の派遣希望への対応。</li> <li>・ 派遣先は、国、のちに被災県の指示に従ったが、応援が多く入っている自治体とそうでない自治体との差。</li> </ul>												

自治体M

設 問	回 答																
①-1 対応にあたったところ	業務内容ごとの所管部署が対応																
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（各部署で役割分担して対応にあたった） 【その理由】 日常業務との兼ね合いがあったため。																
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	業務内容ごとの所管部署が窓口となっていた																
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	業務内容ごとの所管部署が窓口となっていた																
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	<table border="0"> <tr> <td>(1) 保健師</td> <td>120 人</td> <td>(2) 看護職員</td> <td>70 人</td> </tr> <tr> <td>(3) 社会福祉士</td> <td>4 人</td> <td>(4) 精神保健福祉士</td> <td>18 人</td> </tr> <tr> <td>(6) 介護職員</td> <td>225 人</td> <td>(17) 事務職</td> <td>284 人</td> </tr> <tr> <td>(18) その他</td> <td>142 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(1) 保健師	120 人	(2) 看護職員	70 人	(3) 社会福祉士	4 人	(4) 精神保健福祉士	18 人	(6) 介護職員	225 人	(17) 事務職	284 人	(18) その他	142 人		
(1) 保健師	120 人	(2) 看護職員	70 人														
(3) 社会福祉士	4 人	(4) 精神保健福祉士	18 人														
(6) 介護職員	225 人	(17) 事務職	284 人														
(18) その他	142 人																
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員派遣が本格化したときには、発災後かなりの時間が経過していた。初動体制の迅速化が課題と感じた。</li> <li>・ 初期の段階では、現地で支援業務の調整を行うコーディネーターの派遣が必要である。</li> <li>・ 初期の派遣では、派遣先での状況（宿泊先、勤務内容等）の情報が不足していた。</li> <li>・ 被災地からの要請と派遣者からの報告の違いがあり、支援の必要性や終了の判断が困難であった。</li> <li>・ 派遣当初より県の要請に応えることを大原則として対応してきたが、支援方法の違い等でジレンマを感じる職員が多かった。また、専門職で対応する必要がない支援内容もあり、支援業務の精査も必要性だと感じた。災害救助費の対象経費及び流れを現場が機能するように、国が周知徹底するべきと感じた。（介護職員派遣）</li> <li>・ 現地で職員が急性の重症疾患に罹患した際の対応（こころのケアチーム）</li> <li>・ ネットワーク構築にあたっての経費等については、国が責任をもって負担すべきと考える。</li> <li>・ 保育士、保健師、教員など、子どもに接する機会の多い専門職の連携、被災地の子ども達の心汲み取れるような福祉的な支援の必要性等</li> </ul>																

自治体N

設 問	回 答								
①-1 対応にあたったところ	保健福祉局総務部総務課 ほか								
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった								
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	保健福祉局総務部総務課								
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	関係各課（複数）								
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	<table border="0"> <tr> <td>(1) 保健師</td> <td>339 人</td> <td>(2) 看護職員</td> <td>11 人</td> </tr> <tr> <td>(17) 事務職</td> <td>132 人</td> <td>(18) その他</td> <td>265 人</td> </tr> </table>	(1) 保健師	339 人	(2) 看護職員	11 人	(17) 事務職	132 人	(18) その他	265 人
(1) 保健師	339 人	(2) 看護職員	11 人						
(17) 事務職	132 人	(18) その他	265 人						
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の健康情報・医療情報が被災者本人の手元に残るシステムが必要。</li> <li>・ 避難所以外の保育園や仮設住宅等へ活動の場を広げていくことが必要。</li> <li>・ 報告様式の簡素化</li> </ul>								

自治体O

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	福祉保健部福祉保健課総務係
①-2 対応窓口	1. 窓口は1つだった
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	福祉保健部福祉保健課総務係
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	福祉保健部福祉保健課総務係
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 9人 (2)看護職員 2人 (4)精神保健福祉士 1人 (18)その他 1人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先の活動に必要な情報、例えば現地のインフラ状況や医療、保健、福祉の機能状況が事前又は派遣先での収集が困難だった。</li> <li>・被災者の食事、入浴等の日常的な課題等を含め現地本部に伝えても改善されなかった原因として、全体を把握、調整を行う体制がなかったと考えられる。</li> </ul>

自治体P

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	厚生部厚生企画課(部内まとめ)、高齢福祉課、児童青年家庭課、医務課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった 【その理由】 部局とりまとめと厚労省、被災県担当課から個別の職種ごとの依頼があったため(要請元が複数あったため)
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	厚生部厚生企画課及び医務(保健師派遣関係)
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 99人 (2)看護職員 12人 (6)介護職員 44人 (17)事務職 1人 (18)その他 2人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初からの派遣者(1週間で交代)が現地(避難所)での調整役としての役割を求められ、それに時間を要することが長期間続いた。</li> <li>・課題の集約や情報の共有方針が不明確な状態が当初から2ヶ月以上続いた。</li> <li>・中長期的な課題としては、①行政機能のバックアップの必要、②派遣職員の調整、効果的な活用、③避難者のケア体制、劣悪な避難所の環境改善、④生活機能低下予防や健康づくり、コミュニティの再構築支援が必要と感じた。</li> </ul>

自治体Q

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	県健康福祉部長寿社会課・障害保健福祉課・医療対策課・健康推進課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（派遣チーム及び班を所管する課ごとに窓口を設置） 【その理由】 活動内容等について把握している所管課が窓口となるほうが、的確でスムーズな調整を行えるため。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	県健康福祉部長寿社会課・障害保健福祉課・医療対策課・健康推進課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	県健康福祉部長寿社会課・障害保健福祉課・医療対策課・健康推進課
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 1,155人 (2)看護職員 648人 (4)精神保健福祉士 119人 (6)介護職員 194人 (17)事務職 380人 (18)その他 869人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 派遣用の防災無線等通信手段の確保・配備、活動するために必要な現地の地図、被災状況等の資料や自動車、パソコン等必要な備品等の確保。 ・ 災害時の基本的な活動方針、派遣体制等についての県・市町村との統一的なマニュアルの作成。 ・ 被災後の時間経過とともに、現地スタッフの身体的、精神的疲労が蓄積し、県外派遣者が考える業務遂行スピードとのギャップが大きくなった。 等

自治体R

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	健康福祉部地域福祉課、長寿福祉課、障害福祉課、子ども家庭課、地域医療課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	健康福祉部長寿福祉課、障害福祉課、地域医療課
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 49人 (2)看護職員 63人 (4)精神保健福祉士 4人 (5)ケアマネジャー 1人 (6)介護職員 29人 (14)児童自立支援専門員 1人 (17)事務職 39人 (18)その他 115人

自治体S

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	福祉保健総務部各課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（長寿社会課、障害福祉課、医務課） 【その理由】 業務所管課が国や被災県と直接、人員派遣に関する調整を行ったため
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	長寿社会課、障害福祉課、医務課
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 53人 (2)看護職員 57人 (4)精神保健福祉士 4人 (17)事務職 5人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 派遣が必要な職種についてネットワークを有していることや派遣のスキームに国の所管課が関わっていることもありスムーズな派遣が可能となった。

自治体 T

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	県健康福祉部 健康福祉政策課・医療推進課・健康長寿課・介護支援室・こども家庭課・障害者支援課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった (6) 【その理由】 派遣する人員 (団体) を所管している課において窓口を担当したため。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	県健康福祉部 健康福祉政策課・医療推進課・健康長寿課・介護支援室・こども家庭課・障害者支援課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	県健康福祉部 健康福祉政策課・医療推進課・健康長寿課・介護支援室・こども家庭課・障害者支援課
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1) 保健師 392 人 (2) 看護職員 851 人 (4) 精神保健福祉士 62 人 (6) 介護職員 120 人 (11) 児童指導員 10 人 (17) 事務職 887 人 (18) その他 1,271 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 大規模災害時には被災地のニーズによって必要とされる派遣職員が変化するが、ニーズ把握とそれに対応した効率的な人員派遣の調整が課題。

自治体 U

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	保健医療課、障害福祉課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった (2)
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	保健医療課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	保健医療課、障害福祉課
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1) 保健師 63 人 (2) 看護職員 8 人 (4) 精神保健福祉士 3 人 (17) 事務職 24 人 (18) その他 11 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 被災地域、規模に応じた適切な期間設定が必要 (保健師活動は移動を含め 5 泊 6 日としていたが、従事者から短いとの感想あり) ・ 宿泊先で引継ぎノート、写真により引継を行ったが、現場引継も必要。また、要援護者の支援計画や他チームへの引継状況及び結果がわかるようパソコン等による情報管理も必要である。

自治体 V

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	健康福祉部管理局総務監
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった (事業課ごと) 【その理由】 厚労省から事業課へ個別に派遣要請があったが、候補者選定等は人事所管部門が行ったため
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	各災害対策業務担当課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	各災害対策業務担当課
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(17) 事務職 3 人 (18) その他 3 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 受入れ側の現地自治体において、派遣職員に担わせる具体的な業務内容の整理や必要な調整等が十分に行えていない状況が見受けられ、事前の体制づくりの重要性が認識された。



自治体W

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	健康福祉部障害福祉課
①-2 対応窓口	1. 窓口は1つだった 【その理由】 障害者支援施策の所管課であるため。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	健康福祉部障害福祉課（連絡等の実績はなし）
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	健康福祉部障害福祉課
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(18) その他 5人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 特になし

自治体X

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	健康福祉部健康づくり室（保健師、歯科衛生士、管理栄養士） 健康福祉部こども家庭室（児童福祉関係職員）
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（保健師等の派遣と児童福祉関係職員の派遣の担当部署が異なるため。）
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	健康福祉部健康づくり室（保健師、歯科衛生士、管理栄養士） ※児童福祉関係職員の派遣については該当なし
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 71人 (17)事務職 31人 (18)その他 18人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 上記以外に介護職員の派遣等について国から打診があり、担当部署において派遣可能職員のリストアップ等を行ったが、実際の派遣等には結びつかなかった。

自治体Y

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	健康福祉部健康長寿課、障害福祉課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（「健康支援チーム（保健師中心）」と「こころのケアチーム（精神科医・精神福祉士中心）」派遣のため）
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	健康長寿課（市町職員（保健師）の派遣が伴ったため）
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	元気長寿福祉課、障害者自立支援課、子ども・青少年局、医務薬務課
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 58人 (2)看護職員 30人 (4)精神保健福祉士 14人 (9)生活支援員 1人 (17)事務職 9人 (18)その他 60人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ チーム編成のための各機関・行政との連携や、専門職の確保・日程調整、移動手段の確保、宿の手配等に時間を要した。 ・ 現地の状況が刻々と変化し支援場所や支援人員体制、支援内容等柔軟に対応しなければならない。

自治体 Z

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	災害支援対策本部
①-2 対応窓口	1. 窓口は 1 つだった
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	災害支援対策本部
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	災害支援対策本部
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 542 人 (17)事務職 1,658 人

自治体 A A

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	災害支援対策本部
①-2 対応窓口	1. 窓口は 1 つだった
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	総務部市町村課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	災害支援対策本部または当該団体の所管部局

自治体 A B

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	健康福祉部（高齢社会課、障害福祉課、障害者支援課、少子対策課、児童課、医務課、健康増進課、薬務課）
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（各所管課で対応） 【その理由】 厚生労働省、被災県等から個別に依頼があったことから、各所管課で対応。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	企画県民部（市町振興課、災害対策課）
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	健康福祉部（高齢社会課、障害福祉課、障害者支援課、少子対策課、児童課、医務課、健康増進課、薬務課）
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 940 人 (2)看護職員 341 人 (4)精神保健福祉士 568 人 (18)その他 4,552 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 活動報告様式が派遣元、派遣先で異なり煩雑であることから、全国統一の様式が必要。 ・ 現地で怪我を負うなどが生じた際の補償問題（公務員は公務災害となるが、各種団体職員は公務災害とならない。）

自治体 A D

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	福祉保健部（障害福祉課、医務課等）
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった 【その理由】 関係各課で対応したため
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	福祉保健部等
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	福祉保健部等
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1) 保健師 359 人 (2) 看護職員 11 人 (4) 精神保健福祉士 12 人 (16) 保育士 42 人 (17) 事務職 207 人 (18) その他 18 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 避難所の居住環境、プライバシーへの配慮。 ・ 他の支援チームとの情報共有、情報伝達の方法。 ・ 平時からの準備、住民への啓発。 ・ 職員の健康管理。 等

自治体 A E

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	健康福祉部健康福祉総務課
①-2 対応窓口	1. 窓口は 1 つだった 【その理由】 医療、保健、福祉を所管する当部を統括する主管課であるため。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	要援護者の制度ごとに、担当課が窓口となった。
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	当該職種・事業種別ごとに、担当課が窓口となった。
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1) 保健師 68 人 (2) 看護職員 1 人 (4) 精神保健福祉士 1 人 (17) 事務職 25 人 (18) その他 7 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 自治体職員については、派遣態様により根拠法が異なる場合があったが、地方自治法による派遣に統一されることが望ましい。 ・ 団体・事業者職員についても、派遣時の身分・待遇の統一が望まれる。

自治体 A G

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	保健師チーム：保健福祉課、心のケアチーム：健康推進課、 介護チーム：長寿社会課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった 【その理由】 派遣チームごとに担当窓口を決めているため
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	保健師チーム：保健福祉課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	心のケアチーム：健康推進課、介護チーム：長寿社会課
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1) 保健師 81 人 (2) 看護職員 15 人 (4) 精神保健福祉士 8 人 (5) ケアマネジャー 2 人 (6) 介護職員 12 人 (17) 事務職 30 人 (18) その他 27 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ ①派遣職員の確保が困難 ②派遣先の宿の確保が困難 ③派遣交通機関（飛行機、新幹線）の切符の確保が困難

自治体 A H

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	健康福祉局健康福祉総務課、こども家庭課 ※保健師の派遣・受入については、国の指針あり。
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（健康福祉局健康福祉総務課、こども家庭課） 【その理由】 国要請窓口に対応した県主管窓口が対応したため。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	健康福祉総務課（保健師）、こども家庭課（児童福祉司、児童心理司）等各職種所管課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	健康福祉局高齢者支援課、障害者支援課、介護保険課等の各団体所管課
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 60 人 (11)児童指導員 2 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・心のケアチーム、医療チーム、各種ボランティアチーム等複数のチームによる支援がある場合、役割分担を明確にしておく必要がある。 ・各種チームや近隣避難所スタッフとの連携会議を開催することにより、情報が共有でき、効果的・効率的な支援につながる。 ※児童指導員 2 名は、児童福祉司と児童心理司で、施設職員ではない。

自治体 A I

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	総務部人事課、健康福祉部所管課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった(-)
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	各所管課
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 35 人 (2)看護職員 3 人 (9)生活支援員 1 人 (17)事務職 175 人 (18)その他 56 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・派遣職員の確保。

自治体 A J

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	保健福祉政策課、長寿保険課(23年度は長寿介護課)
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった(2) 【その理由】 介護職員を派遣する施設との交渉を専門に行う部署である必要があったため。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	保健福祉政策課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	長寿保険課(23年度は長寿介護課)
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 572 人 (2)看護職員 666 人 (3)社会福祉士 6 人 (4)精神保健福祉士 60 人 (6)介護職員 134 人 (11)児童指導員 8 人 (17)事務職 543 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・発災後の経過時期に応じた、必要な職種と場所の調整ができていなかった。

自治体 A K

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	健康福祉部健康福祉総務課、障害福祉課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（上記2部署） 【その理由】 担当業務ごとにとりまとめを行ったため。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	健康福祉部健康福祉総務課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	なし
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 66 人 (17)事務職 42 人 (18)その他 34 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 災害初期における情報収集、派遣先自治体、他の派遣団体などとの情報共有、派遣サイクルが短く、担当者間の引継ぎが困難。

自治体 A L

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	保健福祉課、危機管理課、人事課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった 【その理由】 国、全国知事会から派遣要請があり、それぞれ担当課が対応したため。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	保健福祉課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	なし
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 486 人 (17)事務職 214 人 (18)その他 130 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 他県、他職種チーム、ボランティア等が混在したため、全体を調整するようなコーディネーター役が必要。また、他職種間での情報共有する場・時間もとれず派遣された地域（市町全体）の状況が十分把握できなかった。 ・ 派遣職員の職種拡大や終了時期を検討するにも、派遣者からの現地情報が乏しいため苦慮した。 ・ 保健師の派遣は国の調整にて行うが、大規模な災害ともなれば派遣要請も窓口が多岐にわたるため、対応に苦慮した。

自治体 A M

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	健康政策部健康長寿政策課（保健師派遣） 地域福祉部障害保健福祉課（心のケアチーム）
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった 【その理由】 派遣要請の内容により、所管課が対応。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	健康長寿政策課（保健師派遣に係る調整） ※心のケアチームは市町村との調整なし
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	障害保健福祉課 ※保健師派遣は市町村との調整のみ
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 71 人 (2)看護職員 10 人 (4)精神保健福祉士 2 人 (17)事務職 47 人 (18)その他 32 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 派遣の長期化に伴う人員確保（保健師派遣） ・ 5～7 日間の活動を引き継ぎながらの支援であったため、指揮命令系統が機能していなかった。また、被災者との信頼。（心のケアチーム）

自治体 A O

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	医務課（健康危機管理支援チーム）、障害福祉課（心のケアチーム）
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（医務課、障害福祉課） 【その理由】 支援内容に応じて、適切な人員確保や派遣計画を策定するため
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	医務課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	医務課、障害福祉課
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 62 人 (2)看護職員 14 人 (17)事務職 46 人 (18)その他 38 人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	・ 継続して派遣するための人員確保、現地での業務の引継ぎ、派遣先の関係機関との情報共有・調整など。

自治体 A P

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	福祉保健課、危機管理課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（福祉保健課、危機管理課） 【その理由】 保健師等の派遣は福祉保健課、市町職員等の派遣は危機管理課
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	福祉保健課、危機管理課
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 39 人 (17)事務職 43 人 (18)その他 841 人

自治体 A Q

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	健康福祉部健康福祉政策課
①-2 対応窓口	1. 窓口は1つだった
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	健康福祉部健康福祉政策課
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 64人 (17)事務職 19人 (18)その他 45人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンバーの招集に時間を要することから、平常時から派遣対象者を登録しておき、派遣要請があった場合に迅速に対応できるようにしておくことが必要。</li> <li>・現地の活動については、被災地の状況や要望等を踏まえ効率的な活動を行う必要があるため、現地で活動する保健医療チームとは別に、活動の総合評価やコーディネートを行うことを目的としたチームを派遣することが必要。</li> </ul>

自治体 A R

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	福祉保健部福祉保健企画課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（公衆衛生関連職員は当県福祉保健企画課、障害、児童福祉等関連職員は障害福祉課、こども子育て支援課が窓口） 【その理由】 職員派遣に係る統括調整は主管課である福祉保健企画課が実施。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	福祉保健部福祉保健企画課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	福祉保健部福祉保健企画課
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 284人 (2)看護職員 16人 (17)事務職 185人 (18)その他 103人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣にかかる微調整において、被災自治体（市町村レベル）と被災自治体（都道府県レベル）と国との最新情報、派遣にかかるニーズ等が必ずしも一致していないこと（但し、それらも含め災害対応、被災地派遣ということも理解している）。</li> </ul>

自治体 A S

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	福祉保健課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（県福祉保健課、県障害福祉課、県こども政策課、各市） 【その理由】 県に派遣要請があった件については、基本的に福祉保健課が窓口になったが、個別に担当課に対して、厚生労働省や被災県から要請があった場合は、障害福祉課やこども政策課が窓口になった。また、姉妹都市等から市に対し直接派遣要請があった場合は、各市が窓口となった。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	県福祉保健課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	県障害福祉課
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1)保健師 32人 (17)事務職 2人 (18)その他 2人
⑤被災地に人員派遣を実施した際の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地からは、同じ人を長く派遣してほしいとの要望だったが、派遣元の業務の関係から、短期間で交替して派遣した。</li> </ul>

自治体 A T

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	心のケアチーム、保健師チーム：保健医療福祉課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった（市町村）
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	心のケアチーム、保健師チーム：保健医療福祉課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	心のケアチーム：保健医療福祉課（大学病院へ依頼）
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1) 保健師 64 人 (2) 看護職員 17 人 (18) その他 39 人 (医師 19 人)

自治体 A U

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	総務部人事課
①-2 対応窓口	1. 窓口は 1 つだった
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣した職員の数	(1) 保健師 24 人 (2) 看護職員 17 人 (17) 事務職 63 人 (18) その他 27 人



問1-2 問1で「2.他都道府県から人員派遣を受入れた」と回答した都道府県にうかがいます。

自治体C

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	人事課、保健福祉部各室課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった 【その理由】 甚大な被害の発生している被災地域の状況や要望等に応じ、迅速に対応するため各課において逐次自律的に対応
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	人事課、保健福祉部各室課
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	保健福祉部各室課
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣された職員の数	(1)保健師 6,482人 (2)看護職員 18人 (6)介護職員 7人 (9)生活支援員 93人 (11)児童指導員 6人 (17)事務職 6人 (18)その他 3,281人
⑤他都道府県から人員派遣を受入れた際の課題	・居住地、交通手段等、派遣職員の生活環境整備が難しかったこと。災害復旧・復興業務を行いながらの派遣要請・受入れのため、事務処理が難しかったこと。派遣要請時と受入時で状況が変化する場合があったこと。被災地の状況を把握し、他の自治体や関係団体から派遣される職員をコーディネートする職員の育成・配置が必要。

自治体D

設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	保健福祉部保健福祉総務課、医療整備課、長寿社会政策課、健康推進課、子育て支援課、障害福祉課
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった 【その理由】 各分野の担当課において調整を行ったため。
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	同上（高齢者部門については、長寿社会政策課及び保健福祉事務所）
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	保健福祉部医療整備課、健康推進課（それ以外の課は職能団体との調整は行っていない。）
④平成23年3月11日の災害発生後の3ヶ月間で、調整によって派遣された職員の数	(1)保健師 14,484人 (2)看護職員 81人 (4)精神保健福祉士 52人 (6)介護職員 734人 (16)保育士 37人 (17)事務職 6,983人 (18)その他 10,923人
⑤他都道府県から人員派遣を受入れた際の課題	・長期間に及んだため、派遣元県が遠隔地の県に移行していったことから、移動時間で前後2日を要し、実質的な支援日数に制限があった。 ・派遣の終了をいつまでとすべきか判断が難しい（要援護者が少なくなっても現地の要望は高いまま）。 ・派遣者の宿泊先の確保が困難（夜勤明け、避難所内では仮眠しかできない） ～以上は長寿社会政策課 ・特に初動期において派遣先の市町村等の保健師等の需要の把握が困難だった。各地域とも需要はあるのだが、必要な期間と人数が掌握できず調整に苦労した。 ～以上は医療整備課

自治体G

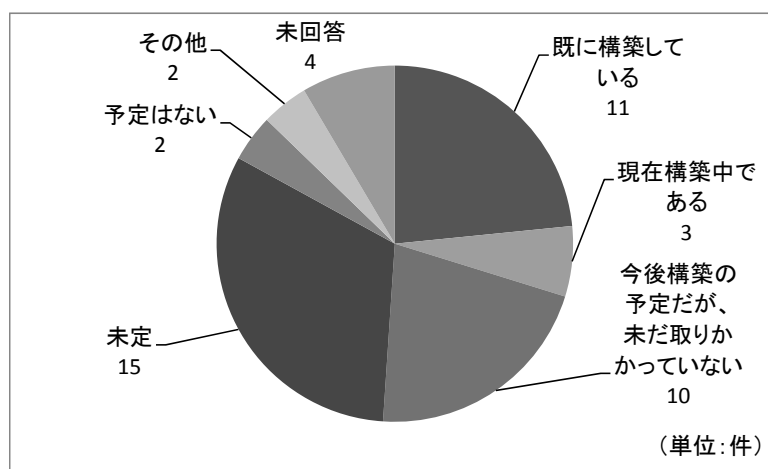
設 問	回 答
①-1 対応にあたったところ	高齢福祉課、児童家庭課、障がい福祉課、健康増進課、感染・看護室
①-2 対応窓口	2. 窓口は複数あった 【その理由】 要支援者の状態（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等）ごとに必要となる支援及び必要となる職種が異なるため
②自都道府県下の市町村との連絡窓口	児童家庭課、障がい福祉課、健康増進課、感染・看護室
③職能団体・事業者団体との連絡窓口	高齢福祉課、児童家庭課、障がい福祉課、健康増進課、感染・看護室
④平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、調整によって派遣された職員の数	※施設別で記載 【高齢福祉施設】 (6)介護職員 13 人 【要保護児童の把握、避難児童の心のケア】 (18)その他（児童福祉司） 35 人 (18)その他（児童心理司） 25 人 【被災者の心のケア業務】 医師、看護師、保健師、臨床心理士等 434 人 ※派遣職種の内訳は把握していない。 【被災者の健康支援等】 (1)保健師 3,058 人 (2)看護職員 629 人 (18)その他 1,270 人
⑤他都道府県から人員派遣を受入れた際の課題	1 高齢福祉施設関係 ・ 派遣先では長期間の派遣を希望していたが、派遣元では短期間での派遣なら出来るというところが多かったため、受入を断ったところが多かった。 ・ 派遣元の職員が派遣先で出向の扱いとなる取り扱いが厚生労働省から出されたため、費用負担が非常に手間となり、受入を断ったところが多かった。 2 その他 ・ 住民のみならず自治体機能も他地域に移動せざるを得ない状況となり、多くの自治体が自治体機能の維持に苦慮する状況が継続した。そのような中で、活動の内容や質、スピード等に高い志をもった他県からの支援者と、大きく疲弊し日々の対応に追われる本県受入側との被災地支援に対するギャップが解消されず、また、被災地や被災市町村の支援ニーズ等を理解してもらえない場面があった。

(2) 都道府県内の支援体制の構築状況について

問 2 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、貴都道府県内の市町村で災害が発生した場合、要援護者支援のために被災地に人員派遣を行う支援体制を構築されていますか。

	件数	割合
1 既に構築している	11	23.4
2 現在構築中である	3	6.4
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	10	21.3
4 未定	15	31.9
5 予定はない	2	4.3
6 その他	2	4.3
7 未回答	4	8.5
計	47	100.0

図表- 3 【問 2】 都道府県内の支援体制の構築状況



問2-1 問2で「1.既に構築している」「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。

<「1.既に構築している」と回答した都道府県>

自治体A

設 問	回 答		
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	災害派遣ケアチーム		
②現在の構築状況・活動状況等	高齢者や障がい者等の施設を運営している法人と協定を締結し、社会福祉協議会が派遣の調整役となり、被災地市町村の福祉避難所等へ派遣を行うもの。派遣実績なし。		
③当該事業の自都道府県の担当部局	1. 窓口は1つである	担当部局	保健福祉部総務課
④事業の開始時期または開始予定時期	平成23年12月に開始		
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	全体調整：保健福祉部総務課、派遣調整：社会福祉協議会		
	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係		1. 協定有り
	2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係		2. 協定無し
	3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能		2. バックアップ機能無し
⑥研修・人材育成の担当	未定		
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	4. 作成は今後検討		
⑧研修や訓練の実施状況（頻度・内容等）	なし		
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	市町村社協等による多様な地域福祉活動の推進支援、日常生活自立支援事業の推進、低所得対策等地域セーフティネット強化の推進、障がい者等の地域定着の推進、福祉課題にかかる調査研究の推進など。		
⑩被災地に派遣する人員の確保	1. 協力事業者・施設を通じて確保	登録団体	51 団体
		協力事業者等との関係	1. 協定有り
		協力事業者等と派遣調整を行う者との関係	2. 協定無し
		災害時に派遣する人員	2. 法人・団体との派遣協定等であり、その際に対応可能な者が派遣される
⑪被災地への人員派遣	2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣		
⑫被災地に派遣される人員の保険等の適用	2. 適用無し		
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	2. 想定している	1) チームメンバー	3. 固定していない
		2) チームの構成人数と職種	1 チーム 3 名以上。派遣職種：看護師、介護職員、相談員、支援員など
⑭被災地への人員派遣を想定している時期と、その間に実施する活動の内容	福祉避難所等で、要援護者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を行うとともに、被災地域の福祉情報の収集・伝達のほか、その他被災地域において必要な福祉的対応を行う。		
⑮被災地に派遣された人員の活動場所	2. 福祉避難所	3. 介護・障害者施設等	
⑯災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	災害救助法の適用を受け、福祉避難所等を設置する被災地の市町村等から生活相談職員などの派遣要請があったときに派遣する。 被災市町村から必要な人員の派遣要請を受け、社会福祉協議会へ派遣者の調整を依頼。派遣者が確定後、派遣元施設の運営法人へ道から派遣要請し、派遣へ。		
⑰他団体との連携の検討状況	1. 救護班やDMAT		3. 未定
	2. 災害時要援護者支援班		3. 未定
	3. 被災地域の事業者		3. 未定

自治体B

設 問	回 答		
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	地域防災計画		
②現在の構築状況・活動状況等	県の防災計画に基づき、保健所が被災市町村の状況を把握し、市町村の要請に基づき派遣・応援態勢を整備する。		
③当該事業の自都道府県の担当部局	1. 窓口は1つである	担当部局	健康福祉政策課
④事業の開始時期または開始予定時期	開始		
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	健康福祉政策課		3. 都道府県直接実施のため不要
	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係		
	2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係	2. 協定無し	
	3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能		1. バックアップ機能有り
⑥研修・人材育成の担当	健康福祉政策課		
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	5. 未定		
⑧研修や訓練の実施状況（頻度・内容等）	研修：H17年度、自然災害に備えた保健師活動のガイドライン作成。 H23年度、東日本大震災活動報告会。		
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	現在はガイドラインの改訂作業中。 平時は自然災害の発生時に各保健所と連絡を取り合い、市町村の保健師活動を把握するなど、各々の役割を確認しあっている。		
⑩被災地への人員派遣	2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣		
⑪被災地に派遣される人員の保険等の適用	3. その他		
⑫複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	2. 想定している	1) チームメンバー	4. その他 (保健師と事務職等の複数派遣)
		2) チームの構成人数と職種	3~4人
⑬被災地への人員派遣を想定している時期と、その間に実施する活動の内容	現地の状況把握後、市町村からの要請に応じて、災害発生後できるだけ早期に派遣する。		
⑭被災地に派遣された人員の活動場所	1. 一般避難所		
⑮災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	詳細な基準は未作成。 流れは、保健所の現地状況把握と市町村からの要請を受け、県本庁が県保健師等の派遣計画を作成し、保健所等に派遣依頼する。		
⑯他団体との連携の検討状況	1. 救護班やDMAT		3. 未定
	2. 災害時要援護者支援班		3. 未定
	3. 被災地域の事業者		3. 未定
⑰人員派遣時に備えた資材等の準備状況	1. 普通自動車	9. デジタルカメラ	
	10. ノートパソコン	16. その他（訪問靴、血圧計、消毒薬等）	
⑱実施上の課題	3. 人材確保が困難 4. 人材育成が困難 5. 訓練や教育等の情報が乏しい 6.モチベーションを高める・維持するのが難しい 7. その他		

自治体 J

設 問	回 答	
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	医療救護班の派遣（高齢、障害、児童は事例なし）	
②現在の構築状況・活動状況等	災害時における医療救助の万全を期すため、県医師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結している。本協定に基づき、東日本大震災時に、被災県に医療救護班を派遣し、救護所での診療や被災者宅への往診などを行った。	
③当該事業の自都道府県の担当部局	1. 窓口は1つである 【その理由】 医療に限定されているため	担当部局 健康福祉部医務課
④事業の開始時期または開始予定時期	平成2年8月に開始	
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	県災害医療コーディネーターを委嘱 1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係 2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係 3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能	1. 協定有り 1. 協定有り 1. バックアップ機能有り
⑥研修・人材育成の担当	コーディネーターの助言・協力を得て、基幹災害拠点病院と県（医務課）の共催により訓練等を実施。	
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	6. その他（開催都度に要領作成）	
⑧研修や訓練の実施状況（頻度・内容等）	・災害医療研修（急性期） 年1回（図上+実地） ・災害医療研修（亜急性期～慢性期） 年1回（図上）	
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	災害医療研修等の企画運営、災害医療体制に対する助言など。	
⑩被災地に派遣する人員の確保策	2. 職能団体や事業者団体を通じて確保	登録団体 0 団体 職能団体等との関係 1. 協定有り 職能団体等と派遣調整を行う者との関係 2. 協定無し 災害時に派遣する人員 2. 法人・団体との派遣協定等であり、その際に対応可能な者が派遣される
⑪被災地への人員派遣	2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣	
⑫被災地に派遣される人員の保険等の適用	1. 適用有り	
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	2. 想定している	1) チームメンバー 1. 職種・派遣対象者とも概ね固定している
⑭被災地への人員派遣を想定している時期と、その間に実施する活動の内容	時期：災害亜急性期以降。 内容：傷病者に対する応急処置及び医療、医療機関等への収容、その他の救護活動。	
⑮被災地に派遣された人員の活動場所	1. 一般避難所 2. 福祉避難所 3. 介護・障害者施設等 4. 要援護者の自宅 5. 仮設住宅	
⑯災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	被災市町村は、状況に応じ、県に医療救護班の派遣要請を行う。県は、医療救護班の派遣場所、期間、チーム数、活動内容を決定し、協定に基づき、県医師会等に医療救護班の派遣を要請する。	
⑰他団体との連携の検討状況	1. 救護班やDMAT 2. 災害時要援護者支援班 3. 被災地域の事業者	1. 検討済 3. 未定 3. 未定
⑱人員派遣時に備えた資材等の準備状況	5. 衛星電話 12. 寝袋	
⑲実施上の課題	1. 事業予算の確保 3. 人材確保が困難 4. 人材育成が困難	

自治体 T

設 問	回 答	
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	県市町村災害時相互応援協定	
②現在の構築状況・活動状況等	県内の全市町村は、県内に災害が発生した場合において、被災市町村に対し、応援活動を行う。各ブロックの代表市町村が調整を行う。	
③当該事業の自都道府県の担当部局	4. わからない 【その理由】 要請内容に応じて担当部局が異なるため。	担当部局 —
④事業の開始時期または開始予定時期	平成 23 年 12 月に開始	
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	市町村 3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能	1. バックアップ機能有り

自治体U

設 問	回 答		
②現在の構築状況・活動状況等	市町村、関係団体と連携し、被災市町村の要請に応じて必要な保健活動班（保健師・栄養士・事務職）を派遣することとしている。		
③当該事業の自都道府県の担当部局	1. 窓口は1つである	担当部局	保健医療課
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	保健医療課		
	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係		3. 都道府県直接実施のため不要
	2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係		2. 協定無し
⑥研修・人材育成の担当	保健医療課		
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	1. マニュアル有り		
⑧研修や訓練の実施状況（頻度・内容等）	年1回程度、研修会等を実施。		
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	年1回程度、研修会等を実施。		
⑩被災地に派遣する人員の確保策	2. 職能団体や事業者団体を通じて確保	登録団体 職能団体等との関係 職能団体等と派遣調整を行う者との関係	43 団体 2. 協定無し 2. 協定無し
⑪被災地への人員派遣	1. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の必要職種等の求めに応じ、特にチーム等をつくらずに人員を派遣 2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣 3. その他		
⑫被災地に派遣される人員の保険等の適用			
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	1. 想定していない	1) チームメンバー	—
⑭被災地への人員派遣を想定している時期と、その間に実施する活動の内容	発災から3日目程度から被災地域の保健福祉体制が復元するまでの間。		
⑮被災地に派遣された人員の活動場所	1. 一般避難所 2. 福祉避難所 3. 介護・障害者施設等 4. 要援護者の自宅 5. 仮設住宅		
⑯災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	被災市町村の要請に基づき、関係団体、被災地域以外の市町村と調整の上、必要な人員を派遣する。		
⑰他団体との連携の検討状況	1. 救護班やDMAT 2. 災害時要援護者支援班 3. 被災地域の事業者		3. 未定 3. 未定 3. 未定
⑱実施上の課題	5. 訓練や教育等の情報が乏しい		



自治体X

設 問	回 答		
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	保健師班の派遣		
②現在の構築状況・活動状況等	「災害時保健師活動マニュアル」を作成し、活動内容等を定めている（高齢者等の要援護者に対する保健活動を含む）。		
③当該事業の自都道府県の担当部局	3. その他 （現在は保健師派遣のため窓口は一つであるが、他職種を含む場合は要検討）	担当部局	健康福祉部健康づくり課 （保健師のみ）
④事業の開始時期または開始予定時期	平成 18 年 3 月に開始		
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	健康福祉部健康づくり課（保健師のみ）		3. 都道府県直接実施のため不要
	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係		
	2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係	2. 協定無し	
	3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能		2. バックアップ機能無し
⑥研修・人材育成の担当	健康福祉部健康づくり課（保健師のみ）		
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	1. マニュアル有（保健師活動）		
⑧研修や訓練の実施状況（頻度・内容等）	保健師派遣については次のとおり。 ・災害派遣をテーマとした研修会を実施（年 1 回） ・派遣後、活動報告		
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	保健師派遣担当の平時業務：健康対策行政（地域保健、食環境整備、メンタルヘルス、がん対策等）。		
⑩被災地への人員派遣	2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣		
⑪被災地に派遣される人員の保険等の適用	3. その他		
⑫複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	1. 想定していない	1) チームメンバー	—
⑬被災地への人員派遣を想定している時期と、その間に実施する活動の内容	発災直後から派遣し、健康相談等を実施		
⑭被災地に派遣された人員の活動場所	1. 一般避難所 5. 仮設住宅	4. 要援護者の自宅	
⑮災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	被災市町からの要請を受け、県、他市町の保健師も含めた班を編成し、計画的に派遣する。		
⑯他団体との連携の検討状況	1. 救護班やDMAT		1. 検討済
	2. 災害時要援護者支援班		3. 未定
	3. 被災地域の事業者		3. 未定
⑰人員派遣時に備えた資材等の準備状況	1. 普通自動車 9. デジタルカメラ 12. 寝袋	6. 携帯電話 10. ノートパソコン 16. その他（衛生資材等）	
⑱実施上の課題	3. 人材確保が困難 4. 人材育成が困難		

自治体 A D

設 問	回 答		
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	こころのケア対策、保健師の派遣（県・市町村）、医療救護班の派遣に関する県看護協会との協定		
②現在の構築状況・活動状況等	<p>【こころのケア対策】「県災害時こころのケア活動マニュアル」を策定し、こころのケア対策と活動の流れ等を構築。</p> <p>【保健師派遣】業務の一環として阪神淡路大震災時から支援を実施し、東日本大震災、台風 12 号時には県内市町村の保健師も派遣調整し支援活動を実施。</p> <p>【協定】平成 24 年 4 月締結。</p>		
③当該事業の自都道府県の担当部局	2. 窓口は複数である 【その理由】 関係各課で対応のため。	担当部局	<p>【こころのケア対策】障害福祉課、保健師派遣</p> <p>【協定】医務課</p>
④事業の開始時期または開始予定時期	平成 24 年 4 月に開始		
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	<p>障害福祉課、医務課等</p> <p>1. 全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係</p> <p>2. 全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係</p> <p>3. 全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能</p>	<p>3. 都道府県直接実施のため不要</p> <p>1. 協定有り</p> <p>1. バックアップ機能有り</p>	
⑥研修・人材育成の担当	精神保健福祉センター、市町村、県看護協会等		
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	1. マニュアル有り		
⑧研修や訓練の実施状況（頻度・内容等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年 3 回程度、こころの緊急支援活動等に関する研修を実施</li> <li>・保健師研修会にて支援活動報告等</li> </ul>		
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	<p>【こころのケア対策】こころのケア対策に関する事務作業</p> <p>【保健師等派遣】ガイドライン・マニュアルの整備、見直し。研修、訓練等、人材育成について。資材、記録様式等必要物品の整備について。</p>		
⑩被災地に派遣する人員の確保策	2. 職能団体や事業者団体を通じて確保	<p>登録団体</p> <p>職能団体等との関係</p> <p>災害時に派遣する人員</p>	<p>6 団体</p> <p>1. 協定有り</p> <p>2. 法人・団体との派遣協定等であり、その際に対応が可能な者が派遣される</p> <p>3. その他</p>
⑪被災地への人員派遣	3. 個人で応募し、登録をして確保	個人との関係	2. 協定無し
⑫被災地に派遣される人員の保険等の適用	2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣		
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	2. 想定している	<p>1) チームメンバー</p> <p>2) チームの構成人数と職種</p>	<p>2. 職種のみ概ね固定している</p> <p>保健師等派遣 3 名 (保健師 2 名、事務職 1 名)</p>
⑭被災地への人員派遣を想定している時期と、その間に実施する活動の内容	<p>【こころのケア対策】被災から 3 日目を想定。被災によるショック、避難所生活等の強いストレスにより生じる急性ストレス障害等や在宅精神障害者の医療確保に対応。</p> <p>【保健師等派遣】調整が整い次第派遣。避難所、仮設住宅、被災地での住民の健康管理。</p>		
⑮被災地に派遣された人員の活動場所	<p>1. 一般避難所</p> <p>2. 福祉避難所</p> <p>3. 介護・障害者施設等</p> <p>4. 要援護者の自宅</p> <p>5. 仮設住宅</p>		
⑯災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	被災市町村からの要請に基づき派遣を実施。		
⑰他団体との連携の検討状況	<p>1. 救護班やDMAT</p> <p>2. 災害時要援護者支援班</p> <p>3. 被災地域の事業者</p>	<p>1. 検討済</p> <p>1. 検討済</p> <p>1. 検討済</p>	
⑱人員派遣時に備えた資材等の準備状況	<p>1. 普通自動車</p> <p>5. 衛星電話</p> <p>6. 携帯電話</p> <p>10. ノートパソコン</p> <p>12. 寝袋</p> <p>14. 医療用資材</p> <p>16. その他（自転車、所属・職種が記載されたベスト）</p>		

設 問	回 答
⑯実施上の課題	1. 事業予算の確保 4. 人材育成が困難 5. 訓練や教育等の情報が乏しい

自治体 A J

設 問	回 答
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	介護・福祉コーディネーターが、介護職員等の派遣調整を行う
②現在の構築状況・活動状況等	平成 24 年 6 月 1 日に、県と老人福祉施設協議会ほか 6 つの種別協議会と災害時における相互応援協定を締結
③当該事業の自都道府県の担当部局	2. 窓口は複数である 担当部局 長寿保険課、障害福祉課、こども未来課
④事業の開始時期または開始予定時期	平成 24 年 4 月に開始
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	長寿保険課、障害福祉課、こども未来課 1. 全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係 3. 都道府県直接実施のため不要 2. 全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係 1. 協定有り 3. 全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能 1. バックアップ機能有り
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	5. 未定
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	・各施設における派遣可能人員や提供可能物資の把握 ・社会福祉施設の支援体制等の状況把握
⑩被災地に派遣する人員の確保	2. 職能団体や事業者団体を通じて確保 登録団体 6 団体 職能団体等との関係 1. 協定有り 職能団体等と派遣調整を行う者との関係 1. 協定有り 災害時に派遣する人員 2. 法人・団体との派遣協定等であり、その際に対応可能な者が派遣される
⑪被災地への人員派遣	4. その他（検討中）
⑫被災地に派遣される人員の保険等の適用	3. その他
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	1. 想定していない
⑮被災地に派遣された人員の活動場所	2. 福祉避難所 3. 介護・障害者施設等
⑯災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	基準は、現時点ではなし。 被災施設からの派遣要請に基づき、介護・福祉コーディネーターが調整を行うとともに、支援等の実行機関(者)に対し情報提供などのサポートを行う。

自治体 A K

設 問	回 答	
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	人的派遣のしくみ作りであり、特に事業は実施していない。	
②現在の構築状況・活動状況等	派遣マニュアルを作成している。	
③当該事業の自都道府県の担当部局	1. 窓口は1つである	担当部局 健康福祉部健康福祉総務課
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	健康福祉部健康福祉総務課	
	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係	3. 都道府県直接実施のため不要
	2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係	2. 協定無し
	3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能	1. バックアップ機能有り
⑥研修・人材育成の担当	特になし。	
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	5. 未定	
⑪被災地への人員派遣	2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣	
⑫被災地に派遣される人員の保険等の適用	1. 適用有り	
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	1. 想定していない	
⑭被災地への人員派遣を想定している時期と、その間に実施する活動の内容	時期活動内容については、被害状況、現地の状況等によりその都度協議して決める。	
⑮被災地に派遣された人員の活動場所	1. 一般避難所	4. 要援護者の自宅
	5. 仮設住宅	
⑯災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	被災の状況により派遣の準備を進め、活動場所については、被災県と協議して決める。	
⑰他団体との連携の検討状況	1.救急班やDMAT	1. 検討済
	2.災害時要援護者支援班	3. 未定
	3.被災地域の事業者	3. 未定
⑱人員派遣時に備えた資材等の準備状況	1. 普通自動車	6. 携帯電話
	9. デジタルカメラ	10. ノートパソコン
	12. 寝袋	
⑲実施上の課題	1. 事業予算の確保 3. 人材確保が困難	

自治体 A O

設 問	回 答		
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	県・市町災害時相互応援協定		
②現在の構築状況・活動状況等	<p>「県・市町災害時相互応援協定」をH24.3.30付けで締結し、要援護者支援を含めた支援体制を構築している。</p> <p>(1) 災害対策等に必要な職員の派遣  (2) 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供  (3) 避難及び収容のための施設の提供  (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供  (5) 救助及び救援活動に必要な車両等及びその他の資機材の提供  (6) 災害廃棄物の処理  (7) 火葬</p>		
③当該事業の自都道府県の担当部局	2. 窓口は複数である 【その理由】 要援護者支援の窓口は案件によってきめ細やかな対応が必要であるため。	担当部局	高齢者：長寿社会課 障害児・者：障害福祉課 在宅の災害時要援護者：地域福祉課
④事業の開始時期または開始予定時期	平成24年3月に開始		
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	職員課・福祉部局各課	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係 2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係 3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能	3. 都道府県直接実施のため不要 2. 協定無し 2. バックアップ機能無し
⑥研修・人材育成の担当	福祉部局各課・消防防災課		
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	5. 未定		
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	職員課・福祉部局各課の業務		
⑩被災地に派遣する人員の確保策	2. 職能団体や事業者団体を通じて確保	登録団体 職能団体等との関係 職能団体等と派遣調整を行う者との関係 災害時に派遣する人員	0 団体 2. 協定無し 2. 協定無し 3. その他
⑪被災地への人員派遣	1. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の必要職種等の求めに応じ、特にチーム等をつくらずに人員を派遣		
⑫被災地に派遣される人員の保険等の適用	3. その他		
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	1. 想定していない		
⑭被災地への人員派遣を想定している時期と、その間に実施する活動の内容	被災市町独自では十分な対応ができないとき。		
⑮被災地に派遣された人員の活動場所	1. 一般避難所 3. 介護・障害者施設等	2. 福祉避難所 4. 要援護者の自宅	5. 仮設住宅
⑰他団体との連携の検討状況	1. 救護班やDMAT 2. 災害時要援護者支援班 3. 被災地域の事業者	3. 未定 3. 未定 3. 未定	
⑱人員派遣時に備えた資材等の準備状況	16. その他（必要に応じて対応）		
⑲実施上の課題	3. 人材確保が困難 5. 訓練や教育等の情報が乏しい	4. 人材育成が困難	

自治体 A R

設 問	回 答		
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	県地域防災計画策定済（平成 24 年 3 月） 県保健所災害時対応マニュアル改訂（平成 24 年 3 月）		
②現在の構築状況・活動状況等	今般、7 月の豪雨水害をふまえ、上記について検証中、改訂予定		
③当該事業の自都道府県の担当部局	2. 窓口は複数である 【その理由】 要援護者支援に係るハード面、ソフト面の担当課が異なるため、「窓口は複数」を選択。	担当部局	—
④事業の開始時期または開始予定時期	平成 24 年 4 月に開始。		
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	県福祉保健部福祉保健企画課 1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係 1. 協定有り 2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係 1. 協定有り 3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能 1. バックアップ機能有り		
⑥研修・人材育成の担当	主：県福祉保健部健康対策課、副：福祉保健企画課		
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	1. マニュアル有り		
⑧研修や訓練の実施状況（頻度・内容等）	災害時健康危機管理の視点から県庁、各保健所管内で 1 回／年以上検討、訓練機会有。但し要援護者支援は課題。		
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	派遣調整体制構築、担当者決定、関係者との協議、検討。		
⑩被災地に派遣する人員の確保策	1. 協力事業者・施設を通じて確保	協力事業者等との関係 災害時に派遣する人員	2. 協定無し 3. その他
	2. 職能団体や事業者団体を通じて確保	職能団体等との関係 災害時に派遣する人員	2. 協定無し 3. その他
	3. 個人で応募し、登録をして確保	個人との関係	2. 協定無し
⑪被災地への人員派遣	2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣		
⑫被災地に派遣される人員の保険等の適用	1. 適用有り		
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	2. 想定している	1)チームメンバー 2)チームの構成人数と職種	2. 職種のみ概ね固定している 要援護者の種別によっても異なるが、専門職と事務職員による構成を前提としている。
⑭被災地への人員派遣を想定している時期と、その間に実施する活動の内容	被災地のニーズに基づき発災初期からの派遣を想定。 実施する活動内容も、被災地のニーズ、要請に基づき、必要と判断される活動を現地で随時実施		
⑮被災地に派遣された人員の活動場所	1. 一般避難所 2. 福祉避難所 4. 要援護者の自宅 5. 仮設住宅 6. その他（被災地のニーズに基づき対応）		
⑯災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	被災地のニーズ、要請に基づき、原則、被災地→国→当県（→必要時、県内市町村）で検討、照会、派遣職員決定し、（市町村→）県→国を經由し、被災地へ回答、派遣		
⑰他団体との連携の検討状況	1.救護班やDMAT		2. 今後検討
	2.災害時要援護者支援班		2. 今後検討
	3.被災地域の事業者		2. 今後検討
⑱人員派遣時に備えた資材等の準備状況	1. 普通自動車（レンタル予定） 6. 携帯電話（レンタル予定） 7. トランシーバー（レンタル予定） 8. ビデオカメラ 9. デジタルカメラ 10. ノートパソコン 12. 寝袋 13. 発電機浄水器 14. 医療用資材（救急物品、血圧計、体温計等）		
⑲実施上の課題	2. 参加団体（者）の拡大		3. 人材確保が困難

< 「2. 現在構築中である」と回答した都道府県 >

自治体 C

設 問	回 答		
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	災害派遣福祉チーム		
②現在の構築状況・活動状況等	県社協を事務局とし、県立大学社会福祉学部の協力を得て、県内福祉職能団体とワーキング会議を立ち上げ、検討している。		
③当該事業の自都道府県の担当部局	3. その他 (今後の検討状況による)	担当部局	保健福祉部 (現時点)
④事業の開始時期または開始予定時期	時期未定		
⑤全体調整や被災自治体(自都道府県内の市町村)への派遣調整等の担当	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係		2. 協定無し
	2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係		2. 協定無し
⑥研修・人材育成の担当	未定		
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	3. 今後作成予定		
⑧研修や訓練の実施状況(頻度・内容等)	未定		
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	福祉の人材と福祉サービス事業者等との結び付けのための業務 ・求人・就職の紹介斡旋 ・福祉入門講座、福祉職場体験研修会、福祉就職ステップアップ講座、福祉ナイトスクール、福祉の職場説明会の開催 ・新任施設介護職員研修、福祉人材確保セミナーの開催 ・福祉人材確保に関する調査研究		
⑩被災地への人員派遣	3. 平時よりチームを組成しており、それを派遣		
⑪被災地に派遣される人員の保険等の適用	3. その他		
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	2. 想定している	1)チームメンバー 2)チームの構成人数と職種	2. 職種のみ概ね固定している 4~6人。介護福祉士、社会福祉士又は精神保健福祉士、地域包括支援センター職員又は介護支援専門員。
	⑭被災地への人員派遣を 2.想定している時期と、その間に実施する活動の内容		
概ね発災~5日間程度。チームが現地に到着後、避難所の正常化に一定の見通しがつくまで。活動内容は、避難所の環境整備、スクリーニング、ニーズ把握、行政等との連絡調整等			
⑮被災地に派遣された人員の活動場所	1. 一般避難所 3. 介護・障害者施設等	2. 福祉避難所 6. その他(その他は今後検討)	
⑯災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	未定		
⑰他団体との連携の検討状況	1.救護班やDMAT		3. 未定
	2.災害時要援護者支援班		3. 未定
	3.被災地域の事業者		3. 未定
⑲実施上の課題	5. 訓練や教育等の情報が乏しい 6. モチベーションを高める・維持するのが難しい		

自治体M

設 問	回 答		
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	保健師派遣（事業名なし）		
②現在の構築状況・活動状況等	保健師派遣については、事前に派遣順等を決め直ちに派遣できる体制を整備している。今後は市町村との体制整備を検討中		
③当該事業の自都道府県の担当部局	1. 窓口は1つである	担当部局	保健政策部保健政策課
④事業の開始時期または開始予定時期	平成16年11月に開始		
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	保健政策部保健政策課		3. 都道府県直接実施のため不要
	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係		
	2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係	2. 協定無し	
	3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能		1. バックアップ機能有り
⑥研修・人材育成の担当	保健政策部保健政策課		
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	1. マニュアル有り		
⑧研修や訓練の実施状況（頻度・内容等）	年に1回災害保健活動研修実施のほか、市町村それぞれの保健師連絡会で情報交換を実施		
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	保健所の保健師活動統括業務		
⑩被災地への人員派遣	2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣		
⑪被災地に派遣される人員の保険等の適用	2. 適用無し		
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	2. 想定している	1)チームメンバー	2. 職種のみ概ね固定している
		2)チームの構成人数と職種	保健師・医師・事務、状況、要請に応じ人数決定
⑭被災地への人員派遣を2.想定している時期と、その間に実施する活動の内容	被災1週間以内程度から避難所の健康管理、環境整備（感染症・食中毒防止）、家庭訪問による健康相談等		
⑮被災地に派遣された人員の活動場所	1. 一般避難所	2. 福祉避難所	
	4. 要援護者の自宅	5. 仮設住宅	
⑯災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	厚生労働省又は被災自治体からの依頼により、チーム編成し派遣		
⑰他団体との連携の検討状況	1.救護班やDMAT		3. 未定
	2.災害時要援護者支援班		3. 未定
	3.被災地域の事業者		3. 未定
⑱人員派遣時に備えた資材等の準備状況	1. 普通自動車	6. 携帯電話	
	9. デジタルカメラ	10. ノートパソコン	
	11. テント	12. 寝袋	
	16. その他		
⑲実施上の課題	2. 参加団体(者)の拡大 4. 人材育成が困難		



自治体W

設 問	回 答		
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	県災害時要援護者支援体制連絡会		
②現在の構築状況・活動状況等	10の関係団体、県（防災局、健康福祉部）及び市（健康福祉局）が関係機関となり、大規模な災害が発生した場合、支援が必要な福祉避難所等へ福祉人材の派遣を調整していく仕組みを構築		
③当該事業の自都道府県の担当部局	1. 窓口は1つである	担当部局	健康福祉部地域福祉課
④事業の開始時期または開始予定時期	平成24年4月に開始		
⑤全体調整や被災自治体（自都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	健康福祉部地域福祉課		3. 都道府県直接実施のため不要
	1. 全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係		
	2. 全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係	2. 協定無し	
	3. 全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能		2. バックアップ機能無し
⑦研修や訓練のマニュアル整備状況	5. 未定		
⑨派遣調整等を担当する者の平時における活動	その他業務（地域福祉関係用務）		
⑩被災地に派遣する人員の確保	2. 職能団体や事業者団体を通じて確保	登録団体	10 団体
		職能団体等との関係	2. 協定無し
		職能団体等と派遣調整を行う者との関係	2. 協定無し
		災害時に派遣する人員	3. その他（災害状況による）
⑪被災地への人員派遣	2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣		
⑫被災地に派遣される人員の保険等の適用	2. 適用無し		
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	1. 想定していない		
⑭被災地への人員派遣を2. 想定している時期と、その間に実施する活動の内容	県内：市町村からの要望により、関係団体と調整のうえ派遣。		
⑮被災地に派遣された人員の活動場所	2. 福祉避難所 3. 介護・障害者施設等		
⑯災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等	派遣体制 県内：大規模災害が発生した時、東海地震等の注意情報が発表されたとき		
⑰他団体との連携の検討状況	1. 救護班やDMAT	3. 未定	
	2. 災害時要援護者支援班	3. 未定	
	3. 被災地域の事業者	3. 未定	
⑲実施上の課題	1. 事業予算の確保 3. 人材確保が困難 4. 人材育成が困難 5. 訓練や教育等の情報が乏しい 6. モチベーションを高める・維持するのが難しい		

自治体 A Q

設 問	回 答		
①自都道府県内の人員派遣等を行う事業名称	未定		
②現在の構築状況・活動状況等	外部有識者等をメンバーとする検討委員会を設置し、検討を進めている。9月に第2回委員会を開催予定であり、活動時期、活動場所、チーム構成などについて、ご意見を戴く予定。		
③当該事業の自都道府県の担当部局	2. 窓口は複数である	担当部局	健康福祉政策課、高齢者支援課、障がい者支援課
④事業の開始時期または開始予定時期	時期未定		
⑪被災地への人員派遣	1. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の必要職種等の求めに応じ、特にチーム等をつくらずに人員を派遣 2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣 3. 平時よりチームを組成しており、それを派遣		
⑫被災地に派遣される人員の保険等の適用	3. その他		
⑬複数の職種から成る要援護者支援チームの組成	2. 想定している	1) チームメンバー 2) チームの構成人数と職種	4. その他（未定） 未定
⑰他団体との連携の検討状況	1. 救護班やDMAT 2. 災害時要援護者支援班 3. 被災地域の事業者	2. 今後検討 2. 今後検討 2. 今後検討	
⑲実施上の課題	1. 事業予算の確保 2. 参加団体(者)の拡大 3. 人材確保が困難 4. 人材育成が困難 5. 訓練や教育等の情報が乏しい		

問2-2 問2で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」「4.未定」と回答した都道府県に、うかがいます。

<「3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」と回答した都道府県>

	①取り掛かる予定の時期	②その時期となる理由
自治体H	3. 時期は未定	—
自治体P	3. 時期は未定	市町村、民間施設も含めた各種関係機関との調整が必要であるため。
自治体V	3. 時期は未定	—
自治体Y	3. 時期は未定	本年度災害時の要援護者支援体制のマニュアル改訂をおこなっており、それを受け次年度以降に構築予定。
自治体Z	3. 時期は未定	—
自治体AE	3. 時期は未定	—
自治体AF	1. 来年度	県社会福祉協議会が相互支援体制の構築を検討予定であり、これに対応して県の関与を検討する見込み。
自治体AG	3. 時期は未定	—
自治体AI	3. 時期は未定	関係各課と調整中
自治体AT	3. 時期は未定	これまでも災害時には、保健師等が避難所等での保健活動を行っており、緊急に必要なわけではないため。

<「4. 未定」と回答した都道府県>

	①取り掛かる予定の時期	②その時期となる理由
自治体D	3. 時期は未定	—
自治体F	3. 時期は未定	今後、関係部局等と連携し検討したい。
自治体I	3. 時期は未定	検討する余裕がない。
自治体L	3. 時期は未定	—
自治体N	3. 時期は未定	—
自治体R	3. 時期は未定	—
自治体S	3. 時期は未定	—
自治体AA	3. 時期は未定	市町村における災害時要援護者の支援体制の整備がまだ不十分な為。
自治体AB	3. 時期は未定	—
自治体AC	3. 時期は未定	—
自治体AH	3. 時期は未定	老施連や老健協等の関係団体内での相互支援は有るが、県内全域での相互支援体制の構築は、検討中のため。
自治体AL	3. 時期は未定	具体的に着手していないため。
自治体AM	3. 時期は未定	保健師、心のケアチームは所管課で体制整備している。要援護者支援専門チームのような体制整備は未定。
自治体AP	3. 時期は未定	—
自治体AU	3. 時期は未定	担当課及び具体的な取組内容について未調整のため。

問2-3 問2で「5.予定はないと回答した都道府県にうかがいます。

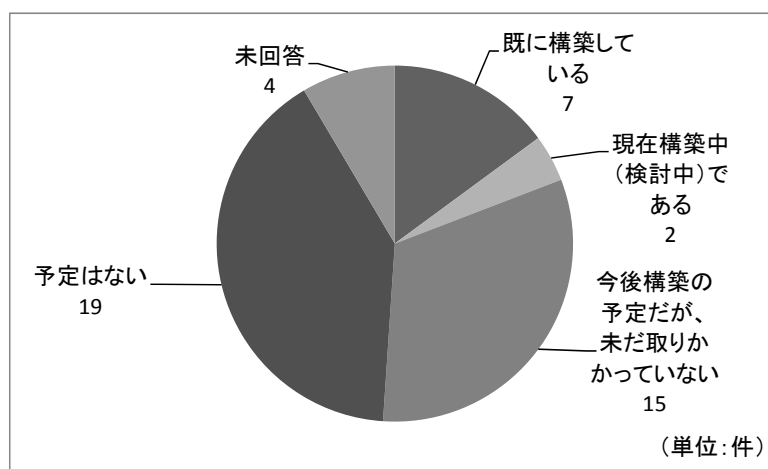
	①取り掛かる予定が無い理由
自治体E	県内における災害発生時の支援については、現在の組織態勢においても速やかな対応が十分可能なものと考えられる。
自治体Q	福祉避難所等における福祉・介護人材等の確保及び調整のみ。

(3) 他都道府県間との広域支援体制の構築状況について

問 3 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、大規模災害下でも要援護者支援を実施できるよう、貴都道府県と他都道府県のような広域間で人員の派遣を行うことを見越した要援護者支援体制の構築をされていますか。

	件数	割合
1 既に構築している	7	14.9
2 現在構築中(検討中)である	2	4.3
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	15	31.9
4 予定はない	19	40.4
5 未回答	4	8.5
計	47	100.0

図表- 4 【問3】 都道府県間の支援体制の構築状況



問3-1 問3で「1.既に構築している」「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。

<「1.既に構築している」と回答した都道府県>

自治体J

設 問	回 答		
①広域での人員派遣等を行う事業名称	医療救護班の派遣		
②現在の構築状況・活動状況等	災害時における医療救助の万全を期すため、県医師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結している。本協定に基づき、東日本大震災時に、被災県に医療救護班を派遣し、救護所での診療や被災者宅への往診などを行った。		
③災害時の相互支援協定等を結んでいる都道府県の有無	「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を全都道府県と締結している。		
④当該事業の自都道府県の担当部局	1. 窓口は1つである 【その理由】 医療に限定されるため	担当部局	健康福祉部医務課
⑤事業の開始時期または開始予定時期	平成2年8月に開始		
⑥全体調整や被災自治体（他都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	県災害医療コーディネーターを委嘱		
	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係		1. 協定有り
	2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係		2. 協定無し
	3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能		1. バックアップ機能有り
⑦自都道府県内の派遣調整等を行う主体（問2-1⑤）との関係回答した主体との関係	1. 同一である。		
⑧派遣調整等を担当する者の平時における活動	災害医療研修等の企画運営、災害医療体制に対する助言など。		
⑨研修、人材育成の担当	コーディネーターの助言・協力を得て、基幹災害拠点病院と県（医務課）の共催により訓練等を実施。		
⑩研修や訓練のマニュアル整備状況	1. マニュアル有り。		
⑪研修や訓練の実施状況（頻度・内容等）	災害医療研修（急性期） 年1回（図上+実地）。 災害医療研修（亜急性期～慢性期） 年1回（図上）。		
⑫実施していく上での課題	指導者の育成。		

自治体 T

設 問	回 答	
①広域での人員派遣等を行う事業名称	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (全国・中部圏・関東地方知事会等と協定)	
②現在の構築状況・活動状況等	広域応援を実施。	
③災害時の相互支援協定等を結んでいる都道府県の有無	ある (全国)。	
④当該事業の自都道府県の担当部局	4. わからない 【その理由】 要請内容に応じて担当部局が異なるため。	担当部局
⑤事業の開始時期または開始予定時期	平成 24 年 5 月に開始。	
⑥全体調整や被災自治体 (他都道府県内の市町村) への派遣調整等の担当	1. 全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係	1. 協定有り
	2. 全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係	2. 協定無し
	3. 全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能	1. バックアップ機能有り

自治体 A D

設 問	回 答	
①広域での人員派遣等を行う事業名称	保健師の派遣	
②現在の構築状況・活動状況等	保健師の派遣について、業務の一環として阪神淡路大震災時から支援を実施し、東日本大震災時には県内市町村の保健師も派遣調整し支援活動を実施した。	
③災害時の相互支援協定等を結んでいる都道府県の有無	なし。	
④当該事業の自都道府県の担当部局	1. 窓口は 1 つである	担当部局 福祉保健部
⑤事業の開始時期または開始予定時期	開始。	
⑥全体調整や被災自治体 (他都道府県内の市町村) への派遣調整等の担当	1. 全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係	3. 都道府県直接実施のため不要
	2. 全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係	2. 協定無し
	3. 全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能	1. バックアップ機能有り
⑦自都道府県内の派遣調整等を行う主体 (問 2-1⑤) との関係回答した主体との関係	1. 同一である	
⑧派遣調整等を担当する者の平時における活動	ガイドライン・マニュアルの整備、見直し。研修・訓練等人材育成について。資材・記録様式等必要物品の整備について。	
⑨研修、人材育成の担当	県 (福祉保健部)、市町村	
⑩研修や訓練のマニュアル整備状況	6. その他	
⑪研修や訓練の実施状況 (頻度・内容等)	昨年、県全体の保健師研修会にて台風 12 号時の支援活動の報告を実施。また県内各保健所単位で研修等を実施	
⑫実施していく上での課題	全体調整を実施している厚生労働省と関西広域連合との位置づけ、調整時の役割分担。	

自治体 A H

設 問	回 答		
①広域での人員派遣等を行う事業名称	①中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定 ②中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定		
②現在の構築状況・活動状況等	①②とも、平成 24 年 3 月 1 日協定締結 ※①②とも、全般的な広域支援協定で要援護者支援を目指したものではない。		
③災害時の相互支援協定等を結んでいる都道府県の有無	有り (8 県)		
④当該事業の自都道府県の担当部局	2. 窓口は複数である 【その理由】 支援内容等の担当課を定めているため	担当部局	・健康福祉局医療政策課 (医療等提供) ・総務局人事課 (職員の派遣)
⑤事業の開始時期または開始予定時期	平成 24 年 3 月に開始		

自治体 A I

設 問	回 答		
①広域での人員派遣等を行う事業名称	災害時応援協定に基づいて職員を派遣		
②現在の構築状況・活動状況等	中国 5 県、中・四国 9 県、九州・山口 9 県で災害時発生時の応援協定を締結し、被災県からの要請に応じて人的・物的支援を実施。		
③災害時の相互支援協定等を結んでいる都道府県の有無	中国各県、四国各県、九州各県		
④当該事業の自都道府県の担当部局	1. 窓口は 1 つである 【その理由】 各県との連絡窓口を明確にするため	担当部局	総務部防災危機管理課
⑤事業の開始時期または開始予定時期	平成 7 年 7 月に開始		
⑥全体調整や被災自治体 (他都道府県内の市町村) への派遣調整等の担当	各ブロック知事会会長県		
	1. 全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係		1. 協定有り
	2. 全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係		1. 協定有り
	3. 全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能		1. バックアップ機能有り
⑧派遣調整等を担当する者の平時における活動	防災業務に従事		
⑩研修や訓練のマニュアル整備状況	5. 未定		
⑪研修や訓練の実施状況 (頻度・内容等)	情報伝達や支援調整に係る図上訓練を実施。		



自治体 A O

設 問	回 答		
①広域での人員派遣等を行う事業名称	九州・山口 9 県災害時応援協定、関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定		
②現在の構築状況・活動状況等	九州・山口 9 県災害時応援協定、九州地方知事会と関西広域連合との災害時相互応援協定に基づき職員の派遣等の支援体制を構築している。 1 職員の派遣 2 食料、飲料水及び生活必需品の提供 3 避難施設及び住宅の提供 4 資器材の提供 5 避難者及び傷病者の受入れ 6 緊急輸送路及び輸送手段の確保 7 医療支援 8 その他応援のため必要な事項		
③災害時の相互支援協定等を結んでいる都道府県の有無	九州・山口 9 県災害時応援協定、九州地方知事会と関西広域連合との災害時相互応援協定		
④当該事業の自都道府県の担当部局	2. 窓口は複数である 【その理由】 要援護者支援の窓口は案件によってきめ細やかな対応が必要であるため。	担当部局	高齢者：長寿社会課 障害児・者：障害福祉課 在宅の災害時要援護者：地域福祉課
⑤事業の開始時期または開始予定時期	平成 7 年 11 月に開始		
⑥全体調整や被災自治体（他都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	職員課・福祉部局各課 1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係 2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係 3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能	3. 都道府県直接実施のため不要 2. 協定無し 2. バックアップ機能無し	
⑦自都道府県内の派遣調整等を行う主体（問 2-1⑤）との関係回答した主体との関係	1. 同一である		
⑧派遣調整等を担当する者の平時における活動	職員課・福祉部局各課の業務		
⑨研修、人材育成の担当	福祉部局各課・消防防災課		
⑩研修や訓練のマニュアル整備状況	5. 未定		

自治体 A P

設 問	回 答	
①広域での人員派遣等を行う事業名称	九州・山口 9 件で災害時応援協定、関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	
③災害時の相互支援協定等を結んでいる都道府県の有無	九州各県及び山口県	
④当該事業の自都道府県の担当部局	1. 窓口は 1 つである 【その理由】 協定の実施細目については、各事業担当課が窓口	担当部局 危機管理課
⑤事業の開始時期または開始予定時期	平成 23 年 10 月に開始	
⑥全体調整や被災自治体（他都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係	1. 協定有り
	2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係	2. 協定無し
	3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能	1. バックアップ機能有り
⑧派遣調整等を担当する者の平時における活動	職員の人事に関する業務	
⑩研修や訓練のマニュアル整備状況	5. 未定	

< 「2. 現在構築中である」と回答した都道府県 >

自治体M

設 問	回 答																								
①広域での人員派遣等を行う事業名称	保健師派遣（事業名なし） 避難所の管理運営支援（事業名なし）																								
②現在の構築状況・活動状況等	【保健師派遣】 事前に派遣順等を決め直ちに派遣できる体制を整備している。今後は市町村との体制整備を検討中。 【避難所の管理運営支援】 地域防災計画に基づき、「避難所の管理運営」に関する支援を広域的に行うこととしている。また、避難所の管理運営指針を作成し、市町村に周知している。本年度に改訂予定であり、近隣縣市との連携も視野に入れている。																								
④当該事業の自都道府県の担当部局	<table border="1"> <tr> <td>【保健師派遣】</td> <td>担当部局</td> <td>【保健師派遣】</td> </tr> <tr> <td>1. 窓口は1つである</td> <td></td> <td>保健政策部保健政策課</td> </tr> <tr> <td>【避難所の管理運営支援】</td> <td></td> <td>【避難所の管理運営支援】</td> </tr> <tr> <td>2. 窓口は複数である</td> <td></td> <td>少子社会対策部</td> </tr> </table>	【保健師派遣】	担当部局	【保健師派遣】	1. 窓口は1つである		保健政策部保健政策課	【避難所の管理運営支援】		【避難所の管理運営支援】	2. 窓口は複数である		少子社会対策部												
【保健師派遣】	担当部局	【保健師派遣】																							
1. 窓口は1つである		保健政策部保健政策課																							
【避難所の管理運営支援】		【避難所の管理運営支援】																							
2. 窓口は複数である		少子社会対策部																							
⑥全体調整や被災自治体（他都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	保健政策部保健政策課																								
	<table border="1"> <tr> <td>1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係</td> <td>【保健師派遣】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 都道府県直接実施のため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【避難所の管理運営支援】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 都道府県直接実施のため不要</td> </tr> <tr> <td>2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係</td> <td>【保健師派遣】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 協定無し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【避難所の管理運営支援】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能</td> <td>【保健師派遣】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. バックアップ機能有り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【避難所の管理運営支援】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. バックアップ機能有り</td> </tr> </table>	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係	【保健師派遣】		3. 都道府県直接実施のため不要		【避難所の管理運営支援】		3. 都道府県直接実施のため不要	2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係	【保健師派遣】		2. 協定無し		【避難所の管理運営支援】		—	3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能	【保健師派遣】		1. バックアップ機能有り		【避難所の管理運営支援】		1. バックアップ機能有り
1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係	【保健師派遣】																								
	3. 都道府県直接実施のため不要																								
	【避難所の管理運営支援】																								
	3. 都道府県直接実施のため不要																								
2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係	【保健師派遣】																								
	2. 協定無し																								
	【避難所の管理運営支援】																								
	—																								
3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能	【保健師派遣】																								
	1. バックアップ機能有り																								
	【避難所の管理運営支援】																								
	1. バックアップ機能有り																								
⑦自都道府県内の派遣調整等を行う主体（問 2-1⑤）との関係回答した主体との関係	<table border="1"> <tr> <td>【保健師派遣】</td> <td>1. 同一である</td> </tr> <tr> <td>【避難所の管理運営支援】</td> <td>2. その中の一部である</td> </tr> </table>	【保健師派遣】	1. 同一である	【避難所の管理運営支援】	2. その中の一部である																				
【保健師派遣】	1. 同一である																								
【避難所の管理運営支援】	2. その中の一部である																								
⑧派遣調整等を担当する者の平時における活動	<table border="1"> <tr> <td>【保健師派遣】</td> <td>保健師活動統括</td> </tr> <tr> <td>【避難所の管理運営支援】</td> <td>「避難所の管理運営」に関する支援を広域的に行うこととしており、避難所の管理運営指針を作成し、市町村に周知している。</td> </tr> </table>	【保健師派遣】	保健師活動統括	【避難所の管理運営支援】	「避難所の管理運営」に関する支援を広域的に行うこととしており、避難所の管理運営指針を作成し、市町村に周知している。																				
【保健師派遣】	保健師活動統括																								
【避難所の管理運営支援】	「避難所の管理運営」に関する支援を広域的に行うこととしており、避難所の管理運営指針を作成し、市町村に周知している。																								
⑨研修、人材育成の担当	<table border="1"> <tr> <td>【保健師派遣】</td> <td>保健政策部保健政策課</td> </tr> <tr> <td>【避難所の管理運営支援】</td> <td>各市町村</td> </tr> </table>	【保健師派遣】	保健政策部保健政策課	【避難所の管理運営支援】	各市町村																				
【保健師派遣】	保健政策部保健政策課																								
【避難所の管理運営支援】	各市町村																								
⑩研修や訓練のマニュアル整備状況	<table border="1"> <tr> <td>【保健師派遣】</td> <td>6. その他</td> </tr> <tr> <td>【避難所の管理運営支援】</td> <td>1. マニュアル有り</td> </tr> </table>	【保健師派遣】	6. その他	【避難所の管理運営支援】	1. マニュアル有り																				
【保健師派遣】	6. その他																								
【避難所の管理運営支援】	1. マニュアル有り																								
⑪研修や訓練の実施状況（頻度・内容等）	<table border="1"> <tr> <td>【保健師派遣】</td> <td>年に1回災害保健活動研修実施のほか、市町村それぞれの保健師連絡会で情報交換を実施</td> </tr> <tr> <td>【避難所の管理運営支援】</td> <td>個別担任分野での個別訓練は実施していない</td> </tr> </table>	【保健師派遣】	年に1回災害保健活動研修実施のほか、市町村それぞれの保健師連絡会で情報交換を実施	【避難所の管理運営支援】	個別担任分野での個別訓練は実施していない																				
【保健師派遣】	年に1回災害保健活動研修実施のほか、市町村それぞれの保健師連絡会で情報交換を実施																								
【避難所の管理運営支援】	個別担任分野での個別訓練は実施していない																								
⑫実施していく上での課題	<table border="1"> <tr> <td>【保健師派遣】</td> <td>市町村を含めた体制整備</td> </tr> <tr> <td>【避難所の管理運営支援】</td> <td>災害時に地域を守る区市町村への主体性督励</td> </tr> </table>	【保健師派遣】	市町村を含めた体制整備	【避難所の管理運営支援】	災害時に地域を守る区市町村への主体性督励																				
【保健師派遣】	市町村を含めた体制整備																								
【避難所の管理運営支援】	災害時に地域を守る区市町村への主体性督励																								

自治体 Y

設 問	回 答
②現在の構築状況・活動状況等	関西 2 府 5 県 4 政令市から構成する関西広域連合の広域防災局において大規模災害時における広域連合等の具体的な対応手順を定める関西広域応援・受援実施要綱の中で、国とも連携をとり、福祉施設等への職員応援や福祉業務職員の応援等を行う災害時要援護者支援対策の手順等を定めることを予定（平成 24 年度中）
③災害時の相互支援協定等を結んでいる都道府県の有無	有り（11 県）
④当該事業の自都道府県の担当部局	4. わからない 担当部局 ー
⑤事業の開始時期または開始予定時期	時期未定
⑩研修や訓練のマニュアル整備状況	5. 未定
⑪研修や訓練の実施状況（頻度・内容等）	要援護者支援のための派遣に関する研修は、実施していない。

自治体 A B

設 問	回 答
①広域での人員派遣等を行う事業名称	未定
②現在の構築状況・活動状況等	関西 2 府 4 県 4 政令市から構成する関西広域連合広域防災局において、大規模災害等における広域連合等の具体的な対応手順を定める関西広域応援・受援実施要綱の中で、国とも連携を取り、福祉施設等への職員応援や福祉業務職員の応援等を行う、災害時要援護者支援対策の手順等を定めることを予定（平成 24 年度中）
④当該事業の自都道府県の担当部局	4. わからない 担当部局 ー
⑤事業の開始時期または開始予定時期	時期未定
⑥全体調整や被災自治体（他都道府県内の市町村）への派遣調整等の担当	未定
⑩研修や訓練のマニュアル整備状況	5. 未定

問3-2 問3で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」と回答した都道府県にうかがいます。

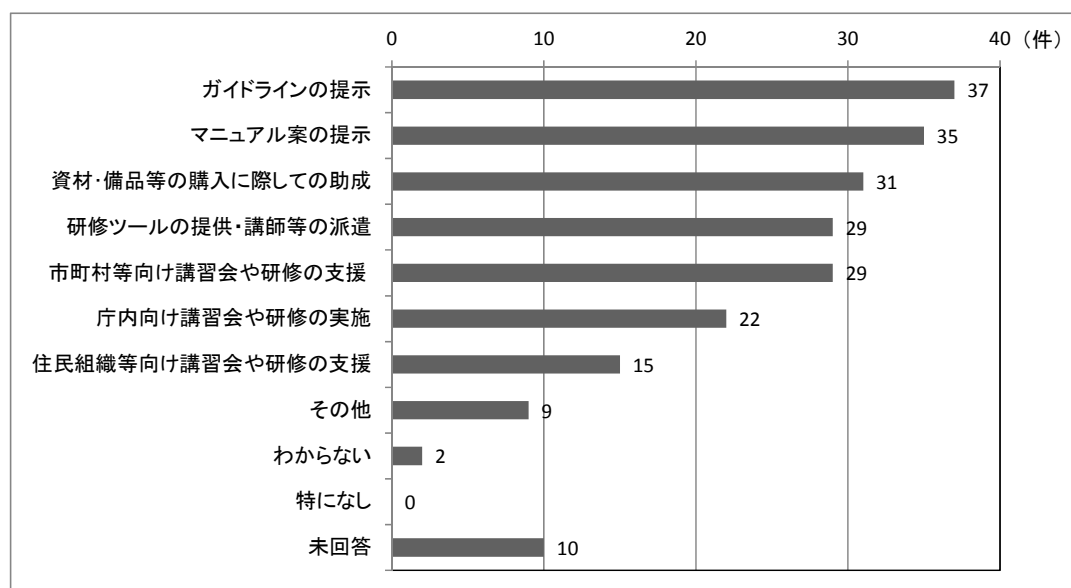
	①取り掛かる予定の時期	②被災自治体（貴都道府県とは別の都道府県内の市町村）との派遣調整を行う者
自治体C	3. 時期は未定	3. わからない
自治体D	3. 時期は未定	3. わからない
自治体G	3. 時期は未定	1. いない
自治体P	3. 時期は未定	2. いる
		1.団体名 県社会福祉協議会
		2.貴都道府県との協定等 4. 未定
		3.派遣する人員との協定等 3. 未定
		4.活動できない場合のバックアップ機能 3. 未定
自治体R	3. 時期は未定	3. わからない
自治体Z	3. 時期は未定	3. わからない
自治体AA	3. 時期は未定 【③その開始時期を想定している理由】 市町村における災害時要援護者の支援体制の整備がまだ不十分な為。	3. わからない
自治体AE	3. 時期は未定	3. わからない
自治体AG	3. 時期は未定	2. いる
		1.団体名 派遣チームごとの保健福祉部各担当課
		2.貴都道府県との協定等 4. 未定
		3.派遣する人員との協定等 3. 未定
		4.活動できない場合のバックアップ機能 3. 未定
自治体AJ	3. 時期は未定	2. いる
		1.団体名 未定
		2.貴都道府県との協定等 3. 都道府県直接実施のため不要
		3.派遣する人員との協定等 3. 未定
		4.活動できない場合のバックアップ機能 3. 未定
自治体AL	3. 時期は未定 【③その開始時期を想定している理由】 具体的に着手していないため。	3. わからない
		1.団体名 未定
自治体AM	3. 時期は未定	3. わからない
自治体AQ	3. 時期は未定	3. わからない
自治体AR	3. 時期は未定	2. いる
		1.団体名 大分県福祉保健部障害福祉課または福祉保健企画課
自治体AU	3. 時期は未定 【③その開始時期を想定している理由】 担当課及び具体的な取組内容について未調整のため。	1. いない

問3-3 問3で「4.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

	①予定はない理由	②被災自治体（貴都道府県とは別の都道府県内に市町村）との派遣調整を行う者の候補者の有無
自治体A	現状では、被災地への派遣体制の整備を進めており、他都道府県への派遣については、今後、検討したい。	3. わからない
自治体B	県で「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」を締結済みであるため。	2. いる 1)団体名 県社会福祉協議会・県社会福祉施設経営者協議会
自治体E	現時点では具体的な検討は行っていないが、厚労省における今後の検討等を踏まえ、適切に対応していきたい。	3. わからない
自治体F	現在、北海道・東北8道県災害時相互応援協定を締結しているが、要援護者支援について見直す予定はないため。	3. わからない
自治体H	広域での人員派遣を想定していなかったため。	3. わからない
自治体I	各都道府県が個別に構築すべきものとは思わない。	3. わからない
自治体L	—	3. わからない
自治体N	必要に応じて柔軟に対応する必要があるため	3. わからない
自治体Q	関係部局間での調整がなされていない	3. わからない
自治体S	現状の派遣方法以外を想定していないため。	2. いる 1)団体名 県社会福祉協議会
自治体U	現時点では要請に基づく人員派遣で対応している。今後国の枠組みづくりに応じて検討する。	3. わからない
自治体V	災害対策基本法に基づき県で策定した地域防災計画により支援体制が構築されているため。	3. わからない
自治体W	要援護者のみの広域派遣ではなく、災害支援のパッケージで広域派遣を行うべきと考える。	3. わからない
自治体X	全国知事会において災害時の応援を行うこととなっているため	3. わからない
自治体AC	検討中	3. わからない
自治体AF	DMAT相当の機動性・専門性を有する広域ネットは国が先導して整備することが望ましい。	3. わからない
自治体AK	被災地へは、各県が人員派遣を行っており、特に広域でなければ派遣できないわけではないため。	1. いない
自治体AS	まずは、県内での支援体制を構築することが必要。	3. わからない
自治体AT	広域災害時の相互協定については、全体的な支援について既に協定が締結されているため。	3. わからない

問 4 全ての都道府県にうかがいます。災害福祉広域支援ネットワークの構築に際し、どのような支援が必要とお考えになりますか。

	件数	割合
ガイドラインの提示	37	78.7
マニュアル案の提示	35	74.5
研修ツールの提供・講師等の派遣	29	61.7
庁内向け講習会や研修の実施	22	46.8
市町村等向け講習会や研修の支援	29	61.7
住民組織等向け講習会や研修の支援	15	31.9
資材・備品等の購入に際しての助成	31	66.0
わからない	2	4.3
その他	9	19.1
特になし	0	0.0
未回答	10	21.3
計	219	466.0



#### ■「その他」の具体的な内容

##### 体制構築自体に係る支援等

- ・ 厚生労働省内での保健・医療分野との密接な連携
- ・ 国や全国規模の団体による呼びかけや支援
- ・ 県本部事務局法人設置に関する多角的な支援

##### 金銭的支援

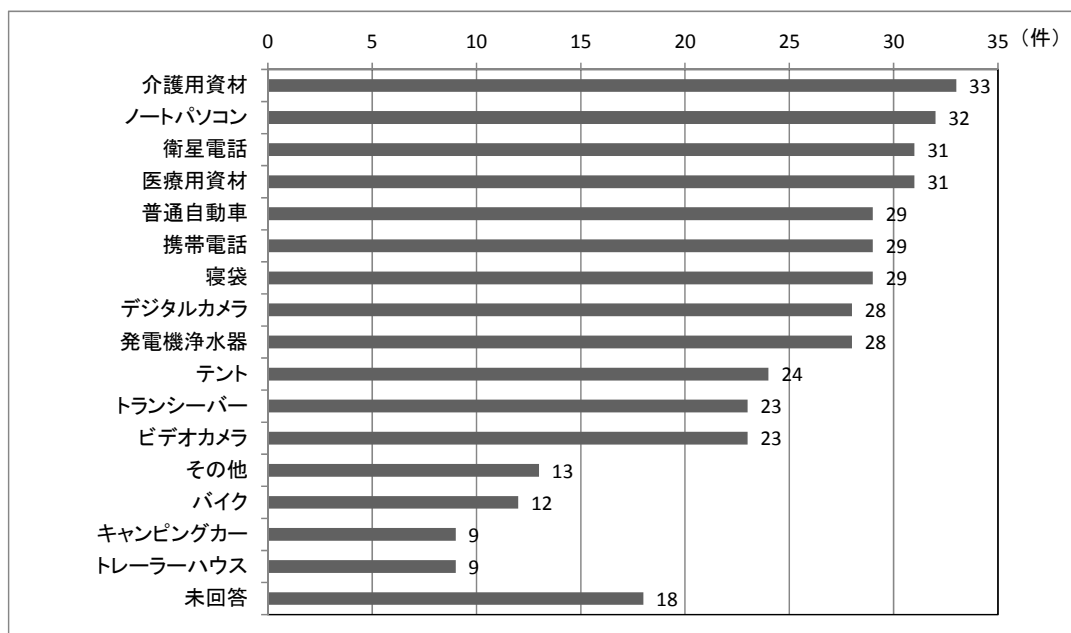
- ・ 恒久的な人件費・人的配置への助成
- ・ 派遣、現地活動に伴う経費の支弁

##### その他

- ・ ネットワークの内容が具体化しないと判断できない
- ・ 現段階では明確なイメージを持ち得ない
- ・ 検討中

問 5 全ての都道府県にうかがいます。災害福祉広域支援ネットワークでの活動に際し、どのような資材等が必要とお考えになりますか。

	件数	割合
普通自動車	29	61.7
キャンピングカー	9	19.1
トレーラーハウス	9	19.1
バイク	12	25.5
衛星電話	31	66.0
携帯電話	29	61.7
トランシーバー	23	48.9
ビデオカメラ	23	48.9
デジタルカメラ	28	59.6
ノートパソコン	32	68.1
テント	24	51.1
寝袋	29	61.7
発電機浄水器	28	59.6
医療用資材	31	66.0
介護用資材	33	70.2
その他	13	27.7
未回答	18	38.3
計	401	853.2



■「医療用資材」の具体的な内容

- ・ 薬品、市販の医薬品（湿布、アルガーゼ、手指消毒剤、マスク、うがい薬）
- ・ 血圧計
- ・ 救急箱
- ・ 人口吸引器、喀痰吸引器
- ・ 体温計
- ・ 聴診器

■「介護用資材」の具体的な内容

- ・ 紙おむつ、衛生用品
- ・ 重症児用おむつ（中間サイズ）ストーマ装具
- ・ 介護福祉士が使用する手袋
- ・ 車いす・ベッド等福祉用具



- ・ 体温計、アルガーゼ、手指消毒剤、マスク、うがい薬、救急箱等

## ■「その他」の具体的な内容

### ガソリン・燃料

- ・ 携帯ガソリン
- ・ 非常用電源、ガソリン燃料

### 食料・飲料

- ・ 飲料水
- ・ 携帯食料、非常食料
- ・ 支援者用の食料

### その他資材等

- ・ 衛生資材
- ・ 訪問カバン、毛布、懐中電灯等
- ・ 道路の通行許可証
- ・ 作業着、防寒着、雨合羽、傘、運動靴、長靴、ビブス、ガスコンロ、カートリッジガス、ライター、懐中電灯等
- ・ 生活用品

### その他

- ・ 具体的に設置の検討をしておらず、資材がどの程度必要か判断できない
- ・ 分からない

問 6 全ての都道府県にうかがいます。現在、災害広域支援ネットワークの構築に際し、ご意見等があればお書きください。

#### 主体について

- ・ 体制づくりは非常に重要だが、現在想定されている「ネットワーク都道府県本部」を中核的な法人におき、災害時の連絡調整、平時の教育・訓練等の業務を担わせることについては、当該業務を処理することができる規模、人員等を有する法人を選定することが非常に困難であると考え。
- ・ 都道府県の危機管理担当課との調整が必要であり、すぐに対応することは困難である。
- ・ ネットワーク事務局を引き受ける施設経営法人が想定できない。
- ・ 派遣調整は都道府県主導で行ったために協力が得られたが、本ネットワークの都道府県本部は法人に設置される想定であるため、これらの調整を適切・迅速にできるか疑問。また、都道府県の組織内においても被災状況・支援ニーズを正確・迅速に入手することが困難な中で、法人が的確に情報を入手できるのはむずかしいのではないか。
- ・ 災害広域支援ネットワークの本部（事務局法人）は、災害時には都道府県が果たす役割を補完すると記載されているが、1000 余りの社会福祉法人が多種多様に存在しており、これを単体の法人が総括することは現実的ではない。また、緊急時において、具体的にどのように補完・連携するのか、現時点（※注. アンケート送付時の平成 24 年 8 月）で示されたイメージ案では疑問である。（国への支援要請や派遣調整は都道府県が担うべき。区市町村や関係団体とのネットワーク構築に、事務局法人の設定が必要か？）
- ・ 中核となる法人は全国規模で活動する団体がよいのではないか。ただ、すべての災害時要援護者に対応する法人選定は困難ではないか。事務局を担うことが法人にとってメリットとなることが必要。障害種別や高齢者等など、多岐に渡る災害時要援護者に精通している社会福祉協議会の協力を強く求める必要がある。
- ・ 都道府県以外の一社会福祉法人がネットワーク事務局を担うのは困難ではないか。
- ・ 事務局として施設を持つ法人が想定されているが、一民間法人が事務局機能を十分に果たすことができるかどうか不安である。そのため、支援体制の構築から派遣事務処理の細部に至るまで全国的・統一的な取組が必要。
- ・ 本県では県社協が社会福祉施設経営者協議会の事務局を担当し、ネットワーク事務局にも県社協がふさわしいと考えているが、イメージには「施設を持つ法人を想定」とあり、県社協は施設を運営していないため対応に苦慮している。
- ・ 都道府県本部事務局について「施設を持つ法人」としているが、本県においては想定のような規模が大きく、人的にも対応力のある施設を持つ法人の存在は殆どなく、事務局設置は困難な状況である。
- ・ 都道府県単位で事務局を設置・運営するのではなく、前例となるDMATを参考に、全国組織として国が設置・運営を行い、都道府県がその全国組織との連絡調整の担い手となる方が現実的ではないか。
- ・ 「都道府県本部（社会福祉法人）」が自治体職員の派遣を円滑に調整できるのか不安がある。（県がやることになるのでは？）
- ・ 検討の余地を広く取れるよう、施設を持たない法人も対象に含めてほしい。

## 他団体等との役割分担・体制

- ・ 地方自治体の災害対策本部、病院の災害対策本部等既存の対策本部が多々あるなかで、さらに新たな都道府県本部を設けると、情報の集約ルートが煩雑になるおそれがある。被災地のニーズ把握を、誰がどのようにどこへ報告するという運用について、地方自治体、医療機関等との協議が必要。
- ・ 緊急チームのトリアージ方式の場合、保健師（応援保健師）が担う役割と重複しないか。支援チームの構成、役割（特に保健師との役割分担）を明確にするるとともに他職種とのすみわけも検討してほしい。
- ・ 全国的に組織化されている団体支援を受けることができる体制づくりが必要。一部の自治体でモデルケース的に思考し、問題点等ある程度の課題をクリアしてから全国的なネットワークづくりに取り組むべきと考える。
- ・ 災害時要援護者支援プラン作成指針にも近隣府県との広域連携が掲載されており、広域支援ネットワークの構築は必要。ただし、現状は福祉避難所の指定やマンパワー不足が大きな課題。人の派遣や応援協定も含め、内閣府（消防庁）と厚労省が密に連携して実効性あるワークをお願いしたい。
- ・ 関西では関西広域連合による対応との整理が必要。
- ・ 被災時において、福祉・介護人材がどのような場所に何を目的にどれだけ必要かという想定を先にしておく必要がある。その具体的なイメージがないままに、ネットワークの構築を想定しても仕方がない。
- ・ 福祉職が専門的業務に専念できるよう、サポート者（事務職）を加えたチームとすべき。
- ・ ネットワークのあり方は地域の実情に左右されるため、国においてスキームを構築する際はそうした実情を十分考慮されたい。
- ・ 救助や医療と同じように平時からチームを編成し準備しておくほどの緊急性が高い福祉業務の需要があるのだろうか。
- ・ 発災時は、市町村内及び医療機関、保健所、社会福祉施設等、保健・医療・福祉の連携、情報共有による支援ネットワークが必要と強く感じている。

## 経費について

- ・ 適用する災害の範囲や適用外の災害の際に支援を行った際の活動経費等については、全国統一の基準を策定し、各県が個別に独自の運用要綱を策定するような事態は避けること。
- ・ DMATと同様とする場合、災害時の職員派遣を行う場合の人員配置・人件費の財政負担をどうするか。
- ・ 災害福祉広域支援ネットワーク構築のための初期経費は「H24年度東日本大震災にかかる社会福祉振興助成費補助金交付要綱」で助成対象が定められているが、人件費は対象経費に含まれておらず、本部事務局法人の受け手がいない状況である。平時～広域調整に係る事務を担うため、人件費を対象経費に含めてほしい。
- ・ DMATと同様に費用保障等を含め制度設計を行い、法的な位置づけを明確にしてほしい。

### 詳細な説明の要望

- ・ 国主催の説明会を開催してほしい。
- ・ II以降（県内及び広域の支援体制構築）の設問については、内容等が不明なため、回答にも誤解が生じると思われるため、無記入とした。全国組織、または都道府県単位で立ち上げるのが前提であれば、十分な情報提供と説明をお願いしたい。
- ・ 本県では災害時要援護者ガイドラインの改定を進め、市町村を対象とした福祉避難所指定推進モデル事業、福祉避難所先進地視察、災害時要援護者支援研修会の開催を行っている。ネットワーク構築が、現在の災対本部との関係や指示系統の二重化にならないか懸念している。資料のみでは不十分なので説明会の開催を希望。
- ・ 検討状況等の情報提供を速やかにしてほしい。
- ・ 厚労省事務連絡からはチームがDMAT的トリアージ業務を行うことが読み取れない。募集要項では詳細に明示してほしい。

### その他

- ・ 発災直後の応急対策として、災害広域支援ネットワーク協議会からの支援要請を待たずに、災害コーディネーターや支援チームを派遣する等、積極的な支援体制の構築が必要と考える。

(参考) 調査票

## 災害福祉広域支援ネットワークの構築についての調査

- ※ 本調査票送付時に添付いたしました厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より発出の「災害時における福祉・介護分野の広域的な支援ネットワークについて（協力依頼）（平成 24 年 8 月 20 日付事務連絡）」の内容および趣旨をご確認の上、回答をお願いいたします。
- ※ 回答に際しては、「災害福祉広域支援ネットワークの構築についてのアンケート調査へのご協力をお願い」の「アンケート入力時のお願い」をご一読の上、入力をお願いいたします。
- ※ 入力は、網がけ部分のみ可能であり、特別記載が無い限り最大 50 字となっています。チェックボックスは、「」上でクリックするとチェックができるようになっています。

### ○回答して頂く方のご連絡先

都道府県名		
部署名		
役職・名前		
電話番号・fax	電話番号	fax
e-mail		

### I. 東日本大震災における人員派遣・受入れの状況についてうかがいます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の際、要援護者支援のために実施された職員（自治体職員、団体や事業所の職員等）の人員派遣・受入れ等の状況についてうかがいます。

問 1. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、東日本大震災の際に次のような対応をされましたか。（1 つを選択）

- |                          |                                       |
|--------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 貴都道府県から被災地に人員派遣を行った-----→問 1-1 へ進む |
| <input type="checkbox"/> | 2. 他都道府県から人員の受入れを行った-----→問 1-2 へ進む   |
| <input type="checkbox"/> | 3. その他（都道府県による派遣も受入れも行っていない等）→問 2 へ進む |

問 1-1. 問 1 で「1.被災地に人員派遣を行った」と回答した都道府県にうかがいます。

- ① 派遣職員の取りまとめ、被災自治体との連絡やニーズ調整等、貴都道府県での全体調整には主にどちらがあたりましたか。また、その際の対応窓口は 1 つでしたか。それとも、高齢者、障害児・者等によって分ける等、複数の窓口が存在しましたか。その場合の理由についても教えてください。

対応にあたったところ	※貴都道府県が直接あたった場合は部署名、別の団体等があたった場合は団体名	
対応窓口について (1 つを選択)	<input type="checkbox"/>	1. 窓口は 1 つだった
	<input type="checkbox"/>	2. 窓口は複数あった (      )
	<input type="checkbox"/>	3. その他 (      )
	<input type="checkbox"/>	4. わからない
	その理由	

② 貴都道府県下の市町村との連絡窓口はどちらでしたか。

※貴都道府県が直接あたった場合は部署名、別の団体等があたった場合は団体名

③ 職能団体・事業者団体との連絡窓口はどちらでしたか。

※貴都道府県が直接あたった場合は部署名、別の団体等があたった場合は団体名

④ 平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、貴都道府県の調整によって派遣した職員の数を教えてください。（延べ数を半角数字で記入、「,」は自動的につきます）

(1) 保健師	人	(2) 看護職員	人
(3) 社会福祉士	人	(4) 精神保健福祉士	人
(5) ケアマネジャー	人	(6) 介護職員	人
(7) ホームヘルパー	人	(8) 指導員	人
(9) 生活支援員	人	(10) 就労支援員	人
(11) 児童指導員	人	(12) 児童生活支援員	人
(13) 職業指導員	人	(14) 児童自立支援専門員	人
(15) 母子指導員	人	(16) 保育士	人
(17) 事務職	人	(18) その他	人

⑤ 被災地に人員派遣を実施した際に課題と感じたことを教えてください。（200 字まで）

問1-2. 問1で「2.他都道府県から人員派遣を受入れた」と回答した都道府県にうかがいます。

① 他都道府県からの派遣人員の受入れ調整、貴都道府県下の被災市町村との連絡やニーズ調整等、貴都道府県での全体調整には主にどちらがあたりましたか。また、その際の対応窓口は 1 つでしたか。それとも、高齢者、障害児・者等によって分ける等、複数の窓口が存在しましたか。その場合の理由についても教えてください。

対応にあたったところ	※貴都道府県が直接あたった場合は部署名、別の団体等があたった場合は団体名
対応窓口について (1つを選択)	<input type="checkbox"/> 1. 窓口は1つだった <input type="checkbox"/> 2. 窓口は複数あった <input type="checkbox"/> 3. その他 (      ) <input type="checkbox"/> 4. わからない その理由

② 貴都道府県下の市町村との連絡窓口はどちらでしたか。

※貴都道府県が直接あたった場合は部署名、別の団体等があたった場合は団体名

③ 職能団体・事業者団体との連絡窓口はどちらでしたか。

※貴都道府県が直接あたった場合は部署名、別の団体等があたった場合は団体名

④ 平成 23 年 3 月 11 日の災害発生後の 3 ヶ月間で、貴都道府県の調整によって派遣した職員の数を教えてください。(延べ数を半角数字で記入、「,」は自動的につきます)

(1) 保健師	人	(2) 看護職員	人
(3) 社会福祉士	人	(4) 精神保健福祉士	人
(5) ケアマネジャー	人	(6) 介護職員	人
(7) ホームヘルパー	人	(8) 指導員	人
(9) 生活支援員	人	(10) 就労支援員	人
(11) 児童指導員	人	(12) 児童生活支援員	人
(13) 職業指導員	人	(14) 児童自立支援専門員	人
(15) 母子指導員	人	(16) 保育士	人
(17) 事務職	人	(18) その他	人

⑤ 他都道府県から人員派遣を受入れた際に、課題と感じられたことを教えてください。(200 字まで)

--



## Ⅱ. 貴都道府県内の支援体制の構築状況についてうかがいます。

問2. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、貴都道府県内の市町村で災害が発生した場合、要援護者支援のために被災地に人員派遣を行う支援体制を構築されていますか。  
(1つをチェック)

<input type="checkbox"/>	1. 既に構築している-----	→問 2-1 へ進む
<input type="checkbox"/>	2. 現在構築中である-----	→問 2-1 へ進む
<input type="checkbox"/>	3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない---	→問 2-2 へ進む
<input type="checkbox"/>	4. 未定-----	→問 2-2 へ進む
<input type="checkbox"/>	5. 予定はない-----	→問 2-3 へ進む
<input type="checkbox"/>	6. その他-----	→問 3 へ進む

問2-1. 問 2 で「1.既に構築している」「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。既に貴都道府県内で災害時に人員派遣ができる支援体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合は予定の内容について記載し、今後検討する場合は、「未定」としてください。

① その事業の名称を記載してください。		
② 現在の構築状況・活動状況等を教えてください(予定・見通し含む)。(200字まで)		
③ 当該事業の貴都道府県の担当部局を記載ください。また、その場合の窓口は1つですか。それとも、高齢者、障害児・者等によって分ける等、複数の窓口としていますか。	窓口について (1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. 窓口は1つである <input type="checkbox"/> 2. 窓口は複数である ( ) <input type="checkbox"/> 3. その他 ( ) <input type="checkbox"/> 4. わからない その理由
	貴都道府県の担当部局	
④ 事業の開始時期または開始予定時期を教えてください。	(半角数字を入力) 年 月に	(1つ選択) <input type="checkbox"/> 1. 開始 <input type="checkbox"/> 2. 開始予定 <input type="checkbox"/> 3. 時期未定
⑤ 全体調整や被災自治体(貴都道府県内の市町村)への派遣調整等を担当するのはどちらですか。	※貴都道府県が直接行う場合は部署名・他団体等の場合は団体名	
	1.全体調整や派遣調整等を担当する者と貴都道府県の関係(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. 協定有り <input type="checkbox"/> 2. 協定無し <input type="checkbox"/> 3. 都道府県直接実施のため不要
	2.全体調整や派遣調整等を担当する者と派遣される人員との関係(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. 協定有り <input type="checkbox"/> 2. 協定無し

	3.全体調整や派遣調整等を担当する者が被災等で活動できない場合のバックアップ機能(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. バックアップ機能有り <input type="checkbox"/> 2. バックアップ機能無し
⑥ 研修、人材育成を担当するのはどなたですか。	※貴都道府県が直接行う場合は部署名・外部委託等の場合は団体名	
⑦ 研修や訓練のマニュアルは整備されていますか。(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. マニュアル有り <input type="checkbox"/> 3. 今後作成予定 <input type="checkbox"/> 5. 未定	<input type="checkbox"/> 2. マニュアル作成中 <input type="checkbox"/> 4. 作成は今後検討 <input type="checkbox"/> 6. その他( )
⑧ 研修や訓練の実施状況(頻度・内容等)を教えてください。		
⑨ 派遣調整等を担当する者は、平時にはどのような活動を行って(または想定して)いますか。(200字まで)		
⑩ 被災地に派遣する人員の確保策について教えてください。(1~3について、あてはまるもの全てを選択した後、その内容を記載してください)	<input type="checkbox"/> 1. 協力事業者・施設を通じて確保	(半角数字を記入) 登録団体： 団体 うち高齢者： 団体 障害者施設： 団体 その他： 団体 協力事業者等と貴都道府県との関係(1つ選択) <input type="checkbox"/> 1. 協定有り <input type="checkbox"/> 2. 協定無し 協力事業者等と派遣調整を行う者との関係(1つ選択・但し派遣調整を行う者が貴都道府県の場合不要) <input type="checkbox"/> 1. 協定有り <input type="checkbox"/> 2. 協定無し 災害時に派遣する人員はあらかじめ決められていますか。(あてはまるもの全て選択) <input type="checkbox"/> 1. あらかじめ決められている(該当者を登録する等) <input type="checkbox"/> 2. 法人・団体との派遣協定等であり、その際に対応が可能な者が派遣される <input type="checkbox"/> 3. その他( )
	<input type="checkbox"/> 2. 職能団体や事業者団体を通じて確保	(半角数字を記入) 登録団体： 団体 職能団体等と貴都道府県との関係(1つ選択) <input type="checkbox"/> 1. 協定有り <input type="checkbox"/> 2. 協定無し

		<p>職能団体等と派遣調整を行う者との協定（1つ選択・但し派遣調整を行う者が貴都道府県の場合不要）</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 協定有り</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 協定無し</p> <p>災害時に派遣する人員はあらかじめ決められていますか。（あてはまるもの全て選択）</p> <p><input type="checkbox"/> 1. あらかじめ決められている（該当者を登録する等）</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 法人・団体との派遣協定等であり、その際に対応が可能な者が派遣される</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他（ ）</p> <p>（半角数字を記入）</p> <p>登録者： 名</p> <p>個人と貴都道府県との協定（1つ選択）</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 協定有り</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 協定無し</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 個人で応募し、登録をして確保</p> <p>個人と派遣調整を行う者との協定（1つ選択・但し派遣調整を行う者が貴都道府県の場合不要）</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 協定有り</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 協定無し</p>
<p>⑪ どのように被災地に人員を派遣することを想定していますか。（あてはまるもの全て選択）</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の必要職種等の求めに応じ、特にチーム等をつくらずに人員を派遣</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 被災自治体（貴都道府県内の市町村）の求めに応じてチームを作成し、派遣</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 平時よりチームを組成しており、それを派遣</p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他（ ）</p>	
<p>⑫ 被災地に派遣される人員の保険等の適用（1つ選択）</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. 適用有り</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 適用無し</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他</p>	
<p>⑬ 被災地に人員派遣を行う際、複数の職種から成る要援護者支援チームを組成して派遣することを想定していますか。（1つを選択）</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. 想定していない</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 想定している</p> <p>↓（「2.想定している」場合は以下も回答下さい）</p> <p>1) チームのメンバーについて（1つ選択）</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 職種・派遣対象者とも概ね固定している</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 職種のみ概ね固定している</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 固定していない</p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他（ ）</p> <p>2) チームの構成人数と職種</p>	
<p>⑭ 被災地への人員派遣を想定している時期と、その間に実施する活動の内容を教えてください。（200字まで）</p>		

⑮ 被災地に派遣された人員の活動場所として想定しているのはどこですか。(あてはまるもの全て選択)	<input type="checkbox"/> 1. 一般避難所 <input type="checkbox"/> 3. 介護・障害者施設等 <input type="checkbox"/> 5. 仮設住宅	<input type="checkbox"/> 2. 福祉避難所 <input type="checkbox"/> 4. 要援護者の自宅 <input type="checkbox"/> 6. その他 ( )
⑯ 災害時の人員派遣基準と派遣を実施する際の流れ等について教えてください。(200字まで)		
⑰ 他団体との連携の検討状況を教えてください。(1つ選択)	救護班やDMAT	<input type="checkbox"/> 1. 検討済 <input type="checkbox"/> 2. 今後検討 <input type="checkbox"/> 3. 未定
	災害時要援護者支援班	<input type="checkbox"/> 1. 検討済 <input type="checkbox"/> 2. 今後検討 <input type="checkbox"/> 3. 未定
	被災地域の事業者	<input type="checkbox"/> 1. 検討済 <input type="checkbox"/> 2. 今後検討 <input type="checkbox"/> 3. 未定
⑱ 人員派遣時に備えた資材等の準備状況を教えてください。(あてはまるもの全て選択)	<input type="checkbox"/> 1. 普通自動車 <input type="checkbox"/> 2. キャンピングカー <input type="checkbox"/> 3. トレーラーハウス <input type="checkbox"/> 4. バイク <input type="checkbox"/> 5. 衛星電話 <input type="checkbox"/> 6. 携帯電話 <input type="checkbox"/> 7. トランシーバー <input type="checkbox"/> 8. ビデオカメラ <input type="checkbox"/> 9. デジタルカメラ <input type="checkbox"/> 10. ノートパソコン <input type="checkbox"/> 11. テント <input type="checkbox"/> 12. 寝袋 <input type="checkbox"/> 13. 発電機浄水器 <input type="checkbox"/> 14. 医療用資材 ( ) <input type="checkbox"/> 15. 介護用資材 ( ) <input type="checkbox"/> 16. その他 ( )	
⑲ 実施上の課題について教えてください。(あてはまるもの全て選択)	<input type="checkbox"/> 1. 事業予算の確保 <input type="checkbox"/> 2. 参加団体(者)の拡大 <input type="checkbox"/> 3. 人材確保が困難 <input type="checkbox"/> 4. 人材育成が困難 <input type="checkbox"/> 5. 訓練や教育等の情報が乏しい <input type="checkbox"/> 6. モチベーションを高める・維持するのが難しい <input type="checkbox"/> 7. その他 ( )	

問2-2. 問2で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」「4.未定」と回答した都道府県に、うかがいます。

① 取り掛かる予定の時期(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. 来年度 <input type="checkbox"/> 2. 来年度以降 ( 年頃) <input type="checkbox"/> 3. 時期は未定
② その時期となる理由を教えてください	

問2-3. 問2で「5.予定はないと回答した都道府県にうかがいます。

① 取り掛かる予定が無い理由を教えてください。(200字まで)	
---------------------------------	--

Ⅲ. 貴都道府県以外の都道府県間との広域支援体制の構築状況についてうかがいます。

東日本大震災では、災害時医療におけるDMATと同様に、災害発生と同時に活動できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けた災害時要援護者支援チームの必要性が問われました。また、在宅の要援護者支援のためには、避難所利用者のニーズの早期把握等も課題です。一方、大規模災害によって県内全体の機能が弱化したことで同一県内の相互支援も困難となり、都道府県を越えた広域間による支援が必要となりました。

そうした状況を受け、今後は地域及び都道府県内の要援護者支援体制を新たに見直す動きが出ていますが、同時にそれらが都道府県間等の広域支援時にも機能するよう、体制を構築していくことも必要です。そのためには、広域支援時の都道府県間の調整役となる都道府県本部機能、災害コーディネーター、派遣できる災害時要援護者支援チームの組成が必要であり、現在、厚生労働省では「災害時における福祉・介護分野の広域的な支援ネットワークについて（協力依頼）（平成24年8月20日付事務連絡）」の別添1～3の「災害時における福祉支援ネットワーク」のような都道府県間の広域支援体制の構築を検討しています。

問3. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、大規模災害下でも要援護者支援を実施できるよう、貴都道府県と他都道府県のような広域間で人員の派遣を行うことを見越した要援護者支援体制の構築をされていますか。（1つを選択）

- 1. 既に構築している -----> 問3-1へ進む
- 2. 現在構築中（検討中）である -----> 問3-1へ進む
- 3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない ----> 問3-2へ進む
- 4. 予定はない -----> 問3-3へ進む

問3-1. 問3で「1.既に構築している」「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。既に貴都道府県と他都道府県間で災害時に人員派遣ができる支援体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合は、予定の内容について記載し、今後検討する内容等については、「未定」としてください。

① 広域での人員派遣等を行う事業の名称を記載ください。	
② 現在の構築状況・活動状況等を教えてください(予定・見通し含む)。(200字まで)	
③ 貴自治体と、災害時の相互支援協定等を結んでいる都道府県はありますか。	
④ 当該事業の貴都道府県の担当部局を記載ください。また、その場合の窓口は1つですか。それとも、高齢者、障害児・者等によって分	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">                 窓口について(1つ選択)             </div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 1. 窓口は1つである  <input type="checkbox"/> 2. 窓口は複数である  <input type="checkbox"/> 3. その他 (      )  <input type="checkbox"/> 4. わからない                   その理由             </div> </div>

ける等、複数の窓口として していますか。	貴都道府県の担当 部局	
⑤ 事業の開始時期または 開始予定時期を教えて ください。	(半角数字を入力) 年 月に	(1つ選択) <input type="checkbox"/> 1. 開始 <input type="checkbox"/> 2. 開始予定 <input type="checkbox"/> 3. 時期未定
⑥ 全体調整や被災自治体 ( <u>他都道府県内の市町村</u> ) への派遣調整等を 担当するのはどちらで すか。	※貴都道府県が直接行う場合は部署名・他団体等の場合は団体名	
	1.全体調整や派遣調 整等を担当する者 と貴都道府県の関 係(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. 協定有り <input type="checkbox"/> 2. 協定無し <input type="checkbox"/> 3. 都道府県直接実施のため不要
	2.全体調整や派遣調 整等を担当する者 と派遣される人員 との関係(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. 協定有り <input type="checkbox"/> 2. 協定無し
	3.全体調整や派遣調 整等を担当する者 が被災等で活動で きない場合のバッ クアップ機能(1つ 選択)	<input type="checkbox"/> 1. バックアップ機能有り <input type="checkbox"/> 2. バックアップ機能無し
⑦ 「Ⅱ. 貴都道府県内の支 援体制」問2-1⑤で回答 した主体との関係(1つ選 択)	<input type="checkbox"/> 1. 同一である <input type="checkbox"/> 3. 別である	<input type="checkbox"/> 2. その中の一部である <input type="checkbox"/> 4. その他
⑧ 派遣調整等を担当する者 は、平時にはどのような 活動を行って(または想 定して)いますか。(200 字まで)		
⑨ 研修、人材育成を担当 するのはどなたです か。	※貴都道府県が直接行う場合は部署名・他団体等の場合は団体名	
⑩ 研修や訓練のマニユア ルは整備されています か。(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. マニユアル有り <input type="checkbox"/> 3. 今後作成予定 <input type="checkbox"/> 5. 未定	<input type="checkbox"/> 2. マニユアル作成中 <input type="checkbox"/> 4. 作成は今後検討 <input type="checkbox"/> 6. その他
⑪ 研修や訓練の実施状況 (頻度・内容等)を教 えてください。		
⑫ 実施していく上での課 題(200字まで)		

問3-2. 問3で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」と回答した都道府県にうかがいます。

① 取り掛かる予定の時期（1つ選択）	<input type="checkbox"/> 1. 来年度 <input type="checkbox"/> 2. 来年度以降（      年頃） <input type="checkbox"/> 3. 時期は未定	
② 被災自治体（貴都道府県とは別の都道府県内の市町村）との派遣調整を行う者（別添1の「福祉支援ネットワーク県本部」の機能を果たすと考えられる者）として想定できる者はいますか。（1つ選択）	<input type="checkbox"/> 1. いない <input type="checkbox"/> 2. いる <input type="checkbox"/> 3. わからない ↓（「2.いる」場合は以下も回答下さい）	
	1)団体名（貴都道府県が直接行う場合は部署名）	
	2)貴都道府県との協定等	<input type="checkbox"/> 1. 協定有り <input type="checkbox"/> 2. 協定無し <input type="checkbox"/> 3. 都道府県直接実施のため不要 <input type="checkbox"/> 4. 未定
	3)派遣する人員との協定等	<input type="checkbox"/> 1. 協定有り <input type="checkbox"/> 2. 協定無し <input type="checkbox"/> 3. 未定
	4)活動できない場合のバックアップ機能	<input type="checkbox"/> 1. バックアップ機能有り <input type="checkbox"/> 2. バックアップ機能無し <input type="checkbox"/> 3. 未定
③ ①の開始時期を想定されている理由を教えてください。		

問3-3. 問3で「4.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

① その理由を教えてください。	
② 被災自治体（貴都道府県とは別の都道府県内の市町村）との派遣調整を行う者（別添1の「福祉支援ネットワーク県本部」の機能を果たすと考えられる者）の候補として想定できそうな者はいますか。（1つ選択）	<input type="checkbox"/> 1. いない <input type="checkbox"/> 2. いる <input type="checkbox"/> 3. わからない ↓（「2.いる」場合は以下も回答下さい）
	1)団体名（貴都道府県が直接行う場合は部署名）

問4. 全ての都道府県にうかがいます。災害福祉広域支援ネットワークの構築に際し、どのような支援が必要とお考えになりますか。（あてはまるもの全て選択）

<input type="checkbox"/> 1. ガイドラインの提示	<input type="checkbox"/> 2. マニュアル案の提示
<input type="checkbox"/> 3. 研修ツールの提供・講師等の派遣	<input type="checkbox"/> 4. 庁内向け講習会や研修の実施
<input type="checkbox"/> 5. 市町村等向け講習会や研修の支援	<input type="checkbox"/> 6. 住民組織等向け講習会や研修の支援
<input type="checkbox"/> 7. 資材・備品等の購入に際しての助成	<input type="checkbox"/> 8. わからない
<input type="checkbox"/> 9. その他（      ）	
<input type="checkbox"/> 10. 特になし	

問5. 全ての都道府県にうかがいます。災害福祉広域支援ネットワークでの活動に際し、どのような資材等が必要とお考えになりますか。(あてはまるもの全て選択)

① 人員派遣時に備えた資材等の準備状況を教えてください。(あてはまるもの全て選択)	<input type="checkbox"/>	1. 普通自動車	<input type="checkbox"/>	2. キャンピングカー
	<input type="checkbox"/>	3. トレーラーハウス	<input type="checkbox"/>	4. バイク
	<input type="checkbox"/>	5. 衛星電話	<input type="checkbox"/>	6. 携帯電話
	<input type="checkbox"/>	7. トランシーバー	<input type="checkbox"/>	8. ビデオカメラ
	<input type="checkbox"/>	9. デジタルカメラ	<input type="checkbox"/>	10. ノートパソコン
	<input type="checkbox"/>	11. テント	<input type="checkbox"/>	12. 寝袋
	<input type="checkbox"/>	13. 発電機浄水器		
	<input type="checkbox"/>	14. 医療用資材 ( )		
	<input type="checkbox"/>	15. 介護用資材 ( )		
	<input type="checkbox"/>	16. その他 ( )		

問6. 全ての都道府県にうかがいます。現在、災害広域支援ネットワークの構築に際し、ご意見等があればお書きください。(200字まで)

--



平成 24 年度

災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けての調査研究事業報告書（データ版）  
（平成 24 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉推進事業）

発行月 平成 25（2013）年 3 月

発行者 株式会社 富士通総研

〒105-0022 東京都港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー

tel. 03 (5401) 8396

fax. 03 (5401) 8439

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/>

禁無断転載